



東区地域 ふれあい プラン

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画
(2021～2026)



新潟市東区役所
新潟市東区社会福祉協議会

はじめに

東区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指し地域福祉の取組を推進してきました。

しかし、急速な人口減少や少子高齢化、貧困などといった課題、そして新型コロナウイルス感染症の拡大という、これまで経験したことのない状況に、私たちは戸惑い不安を感じています。

新しい生活様式といった制約のある暮らしや、変化する社会情勢の中で、地域でともにつながり、支えあい、助けあい、いきいきと暮らすことのできるまちづくりを推進するため、「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（東区地域ふれあいプラン）」を策定しました。

地域住民の皆さまや地域団体、事業者、東区社会福祉協議会、東区役所など、地域全体が一つとなって、互いに寄り添い、協働しながら、これからもずっと安心して住みやすいまちづくりを目指して、皆さまと一緒に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、お力添えをいただきました東区地域ふれあいプラン推進委員の皆さま、また地区別計画策定に関わられた地域関係者の皆さまに心よりお礼申し上げます。

東区長 石井 哲也



少子高齢化が叫ばれて久しくなります今日この頃、その傾向は一層強まり、加えてなかなか表に現れにくいのですが、認知症の傾向者が深く静かに増加のようでは患者を抱える家庭では大変な苦勞を強いられています。

そんな情勢の中、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画の検討を進めてくださった委員の方々、有難うございました。

実際の活動では、計画通り進めるにも困難が伴いますが、焦らず急がず相談しながらじっくり進めて行きましょう。

今までの長い生活習慣のなかで、お互い助け合うことや支え合うことは、はるか昔は有りましたが、現代は皆が中産階級などと言われて独立心をくすぐられ、他人に頼らず他人に知られず、自分のところですべて解決しようという空気が強い世間でした。

お互いに困りごとなど気軽に相談できるようになれば、もっと住みよい地域になるのではないのでしょうか。共に手をたずさえ前進しましょう。

東区社会福祉協議会 会長 細野 仁



目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	4
4 計画の策定方法	4

第2章 東区の概要

1 地勢	6
2 データでみる東区	6

第3章 東区全体計画

1 基本理念	11
2 基本目標	11

第4章 取組の展開

基本目標1 支えあい、助けあい、つながりあうまちづくり	16
基本目標2 健康で住みやすいまちづくり	20
基本目標3 安心・安全に暮らせるまちづくり	24
基本目標4 だれもが集まれる機会・場づくり	28
基本目標5 情報の提供と相談支援体制の充実	32

第5章 地区別計画

第6章 計画の推進

資料編

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

急速に進む人口減少や少子・高齢化、平均世帯人員の縮小などにより、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、また、価値観や生活様式の多様化・複雑化などを起因とする家族の形態の変化、さらには地域での人と人とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

それにより、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤立死、高齢者、障がい者、児童に対する虐待、貧困の拡大など、様々な生活課題が生じ、住民の抱える福祉ニーズは多様化しています。

このような状況の中、誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会とが世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人一人が生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現にむけた取組を進めていく必要があります。

東区では、平成21年に東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（愛称：東区地域ふれあいプラン）を策定し、改訂を重ねて地域福祉の推進に取り組んできました。

これまでの取組や地域社会を取り巻く環境の変化や社会情勢を踏まえ、地域における支えあい、助けあいの仕組みづくりをさらに進め、新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくために、新たに令和3年度から令和8年度までの計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

また、同法第107条第1項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めることとされ、本計画は「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

(2) 新潟市総合計画との関係

新潟市総合計画は本市の最上位計画で、将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すもので、本計画は総合計画で示された将来の本市の3つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものです。また、本計画は区ビジョンまちづくり計画を踏まえた計画です。

(3) 福祉に関する分野別計画との関係

本計画は地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであるとともに、高齢者、障がい者、児童福祉や、DV、自殺など、各分野の計画や施策を横断的につなぎ、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画です。

なお、各分野別計画に記載・進行管理されている各種の具体的な取組内容及び目標などについては、それぞれの計画に委任し、原則として本計画に記載しないこととします。

(4) 新潟市地域福祉計画について

市計画は、全市横断的な理念・目標を記載し、区の特性を盛り込んだ区計画の具体的な取組を後押しします。

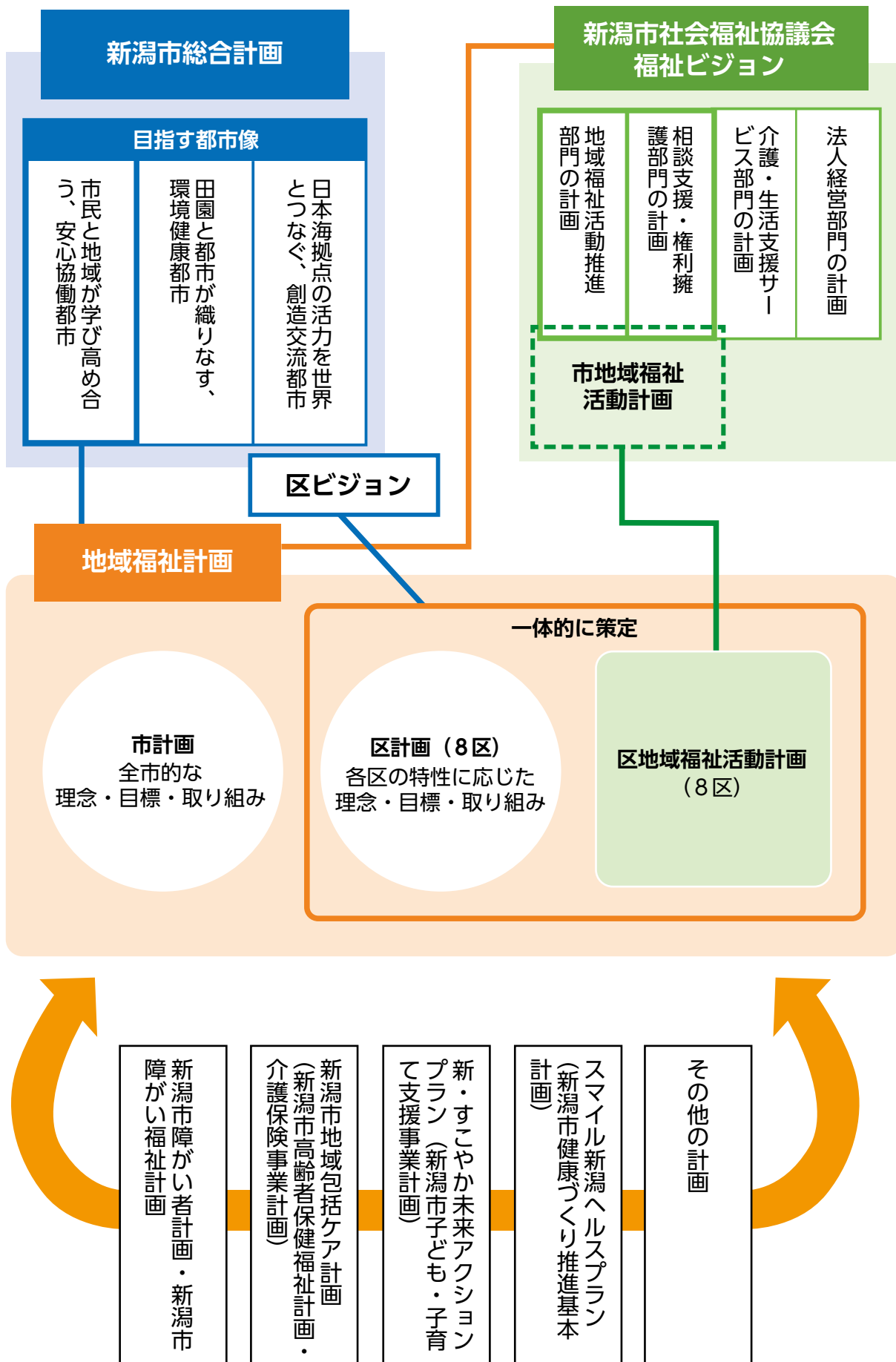
【基本理念】

『みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい
自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市「にいがた」』

【基本目標】

- 基本目標1 お互いを認め合い、支えあう意識を持った地域づくり
- 基本目標2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり
- 基本目標3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり
- 基本目標4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり

●他計画との関係 (イメージ図)



(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあることから、一体で策定しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定方法

(1) 意見の把握

本計画の策定に当たっては、次の方法で区民の意見を幅広く聴き、その意向の反映を図りました。

① 地域福祉に関するアンケート

地域における市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、区地域福祉計画策定の貴重な資料を得ることを目的として実施しました。

調査設計

項目	内容
調査地域	新潟市全域
調査対象	満20歳以上の男女個人
標本数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送法による自記式アンケート調査
調査期間	令和元年8月5日～8月20日

回収結果

有効回答数	2,090人（うち東区 330人）
有効回答率	52.2%

② 地域福祉座談会

前計画を振り返るとともに、今後、地域福祉を推進するうえでの課題やその解決に向けての取組、目指す姿を検討するため、東区の12のコミュニティ協議会単位で地域福祉座談会を開催しました。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、新しい生活様式を取り入れた方法による開催となりました。

地域福祉座談会開催状況

コミュニティ協議会	開催日時	会場
山の下地区	令和2年7月13日 10:00～	山の下まちづくりセンター
桃山校区	令和2年7月16日 10:00～	山の下まちづくりセンター
東山の下地区	令和2年7月14日 10:00～	中地区コミュニティセンター
下山地区	令和2年7月17日 15:30～	下山コミュニティハウス
紫竹中央	令和2年8月 2日 10:00～	紫竹集会所
新潟市木戸地域	令和2年7月 8日 10:00～	木戸コミュニティセンター
牡丹山小学校区	令和2年7月22日 9:30～	はなみずきコミュニティハウス
大形地区	令和2年7月 7日 14:00～	大形まちづくりセンター
江南小学校区	令和2年7月31日 19:00～	石山南まちづくりセンター
中野山小学校区	令和2年7月29日 13:30～	シルバーピア石山
南中野山小学校区	令和2年8月 4日 10:00～	石山南まちづくりセンター
東中野山小学校区	令和2年7月14日 14:00～	東石山コミュニティハウス

(2) 策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民組織代表者、民生委員・児童委員代表者、社会福祉事業関係者、社会福祉に関する活動を行う者、学識経験者、公募委員の19名による「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」にて意見をいただきました。

第2章 東区の概要

1 地勢

東区は信濃川河口の東側に位置し、区の北側は日本海に面しています。区の西部に信濃川と栗ノ木川、東部に阿賀野川が流れ、中央部には信濃川と阿賀野川の流路として水運を担った通船川が、区の東西を横断する形で流れています。

豊かな水辺環境に恵まれている一方、信濃川と阿賀野川により形成された沖積平野であり、区内には海拔ゼロメートル地帯が点在しています。

また、東区には新潟空港と新潟西港があり、空と海の玄関口という側面も持ち合わせています。

区の面積は38.62km²で、8区の中で中央区（37.75km²）に次いで2番目に小さく、新潟市の全面積（726.27km²）の約5%を占めています。

2 データでみる東区

計画策定の基礎データとした区の現状を示す主な資料は次のとおりです。

特に記載がない限り、令和2年3月末現在のものになります。

また、表中H26は平成26年3月末現在、R2は令和2年3月末現在の数値になります。

(1) 人口及び世帯の状況

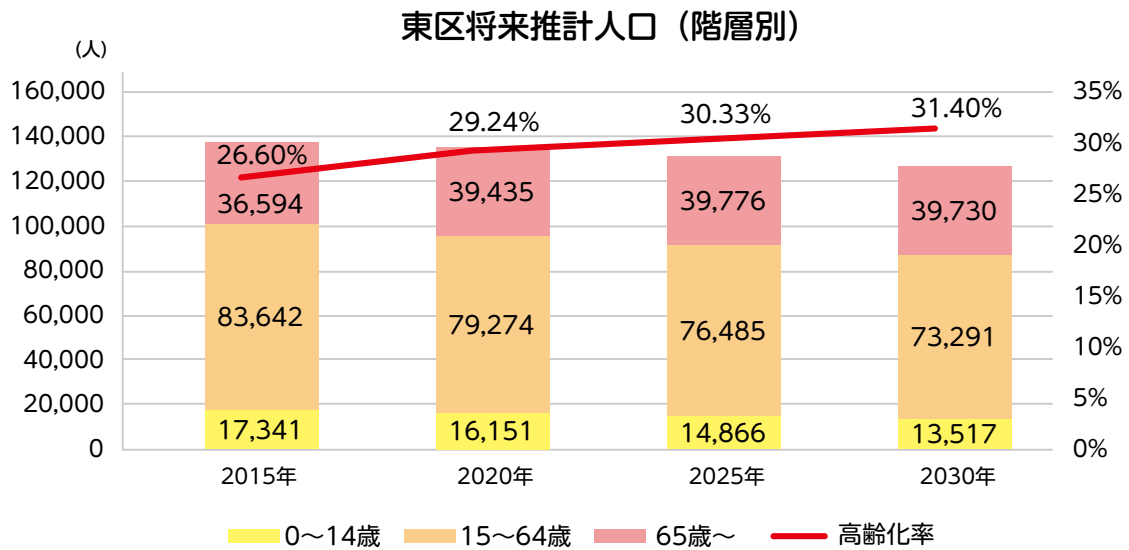
① 人口・世帯数

(単位：人、世帯)

		人口			世帯数
		計	男	女	
東区	H26	138,888	67,083	71,805	58,795
	R2	136,113	65,668	70,445	61,485
新潟市	R2	786,006	378,500	407,506	341,240

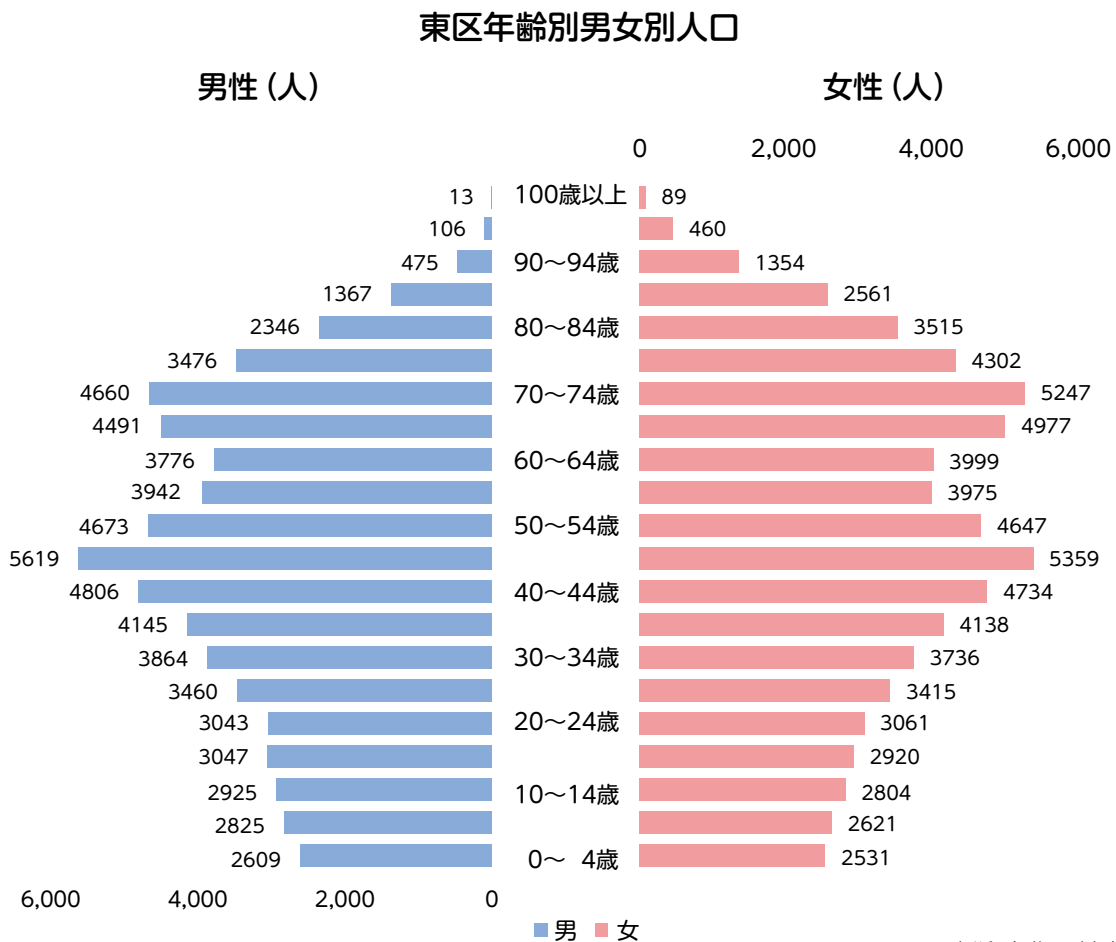
◆東区の人口は8区中3番目に多い。

② 将来推計人口と高齢化率



H27国勢調査より

③ 年齢別男女別人口



R2.3
新潟市住民基本台帳より

④ 1世帯当たりの人数

(単位：人、世帯)

		世帯数	人口	1世帯当たりの人数
東区	H26	58,795	138,888	2.36
	R2	61,485	136,113	2.21
新潟市	R2	341,240	786,006	2.30

◆世帯数は8区中3番目に多く、1世帯当たりの人数は8区中2番目に少ない。

(2) 高齢者の状況

① 65歳以上の人口と高齢化率

(単位：人、世帯)

		世帯数	人口	65歳以上	高齢化率	65歳以上のみ世帯数	比率
東区	H26	58,795	138,888	34,890	25.1%	13,777	23.4%
	R2	61,485	136,113	39,439	29.0%	17,418	28.3%
新潟市	R2	341,240	786,006	231,413	29.4%	96,034	28.1%

◆東区の高齢化率は8区中7番目であり、全市的に伸び率は顕著である。

② 要介護度別認定者数 ※令和2年5月現在

(単位：人)

		要支援1	要支援2	支援計
東区	H26	701	992	1,693
	R2	812	1,177	1,989
新潟市	R2	5,205	7,067	12,272

(単位：人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計
東区	H26	921	1,135	960	750	678	4,444
	R2	1,227	1,290	1,115	933	688	5,253
新潟市	R2	7,300	7,676	6,899	5,536	4,480	31,891

◆東区の認定者数は8区中3番目に多い。

(3) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳や療育手帳所持者数

(単位：人)

		身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
		18歳 未満	18歳 以上	計	18歳 未満	18歳 以上	計	18歳 未満	18歳 以上	計
東区	H26	85	5,262	5,347	216	670	886	15	813	828
	R2	75	5,100	5,175	224	836	1,060	45	1,292	1,337
新潟市	R2	388	28,582	28,970	1,115	4,569	5,684	220	6,775	6,995

◆東区の手帳保持者は8区中3番目（身体・精神）、2番目（療育）に多い。精神障害者手帳の伸び率が大きい。

(4) 子ども・ひとり親家庭等の状況

① 年少人口、乳幼児数

(単位：人)

		人口	年少人口 (14歳以下)		乳幼児数 (0～5歳児)	
				比率		比率
東区	H26	138,888	17,847	12.8%	6,843	4.9%
	R2	136,113	16,315	12.0%	6,201	4.6%
新潟市	R2	786,006	94,119	12.0%	34,815	4.4%

◆子どもの数は8区中3番目に多く、人口に占めるこどもの割合は8区中4番目の高さである。

② 各制度受給者数（ひとり親家庭等）

(単位：人、世帯)

		児童扶養手当	ひとり親家庭等医療費助成		
			母子世帯数	父子世帯数	養育世帯数
東区	H26	1,414	1,210	76	4
	R2	1,216	982	46	5
新潟市	R2	5,574	4,619	270	19

◆両制度の受給者数は8区中1番目に多い。

(5) その他のデータ

① 生活保護の状況

(単位：人、世帯)

		世帯数	人口	被保護世帯		被保護人員	
					世帯保護率		保護率
東区	H26	58,795	138,888	2,286	38.9%	3,311	23.8%
	R2	61,485	136,113	2,446	39.8%	3,322	24.4%
新潟市	R2	341,240	786,006	9,258	27.1%	11,920	15.2%

※% (パーミル)：千分率を表し、1000分の1を意味する。

(例：世帯保護率39.8% = 1,000世帯当たり39.8世帯)

◆東区の保護率は8区中1番目に高い。

② 避難行動要支援者名簿登録者数 ※令和2年4月現在

(単位：人)

		対象者※	申請者	申請率
東区	H26	7,744	4,282	55.3%
	R2	14,829	4,352	29.3%
新潟市	R2	67,226	20,437	30.4%

※対象者

①高齢者 (概ね75歳以上のみの世帯の人)

②障がい者 (概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの人)

③要介護者 (概ね要介護3以上または同等の人)

④難病患者

◆東区では、特色ある区づくり事業「見守り訪問」の調査結果により制度対象者が詳細に抽出され増加している。

第3章 東区全体計画

1 基本理念

『地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、
みんなの顔が見え、元気で安心して暮らせるまち』

東区では、「誰もが健康で安心して暮らし続けることができるまち」を目指して、地域福祉の推進に取り組んできました。

これからも、地域における誰もが思いやりをもち、互いに認め合い、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、つながり、支えあい、健康で元気にいきいきと安心して暮らせるまちを、地域住民、地域団体、事業者、区社会福祉協議会、区役所の協働により目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するために、目指すべき5つの基本目標を掲げます。

1 支えあい、助けあい、つながりあうまちづくり

地域で暮らす誰もが安心して暮らすために、人と人、人と社会がつながり、互いに支えあい、助けあうまちづくりを進めます。

2 健康で住みやすいまちづくり

いつまでも元気にいきいきと暮らしていくことができるよう、健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに、誰にもやさしい生活環境づくりを推進します。

3 安心・安全に暮らせるまちづくり

地域全体で見守りの輪を広げ、災害、犯罪、虐待などの緊急時に助けあえるまちづくりを進めます。

4 だれもが集まれる機会・場づくり

誰もがいつでも気軽に立ち寄れる交流の場をつくり、地域で楽しく交流できる場の確保と活動参加の促進に努めます。

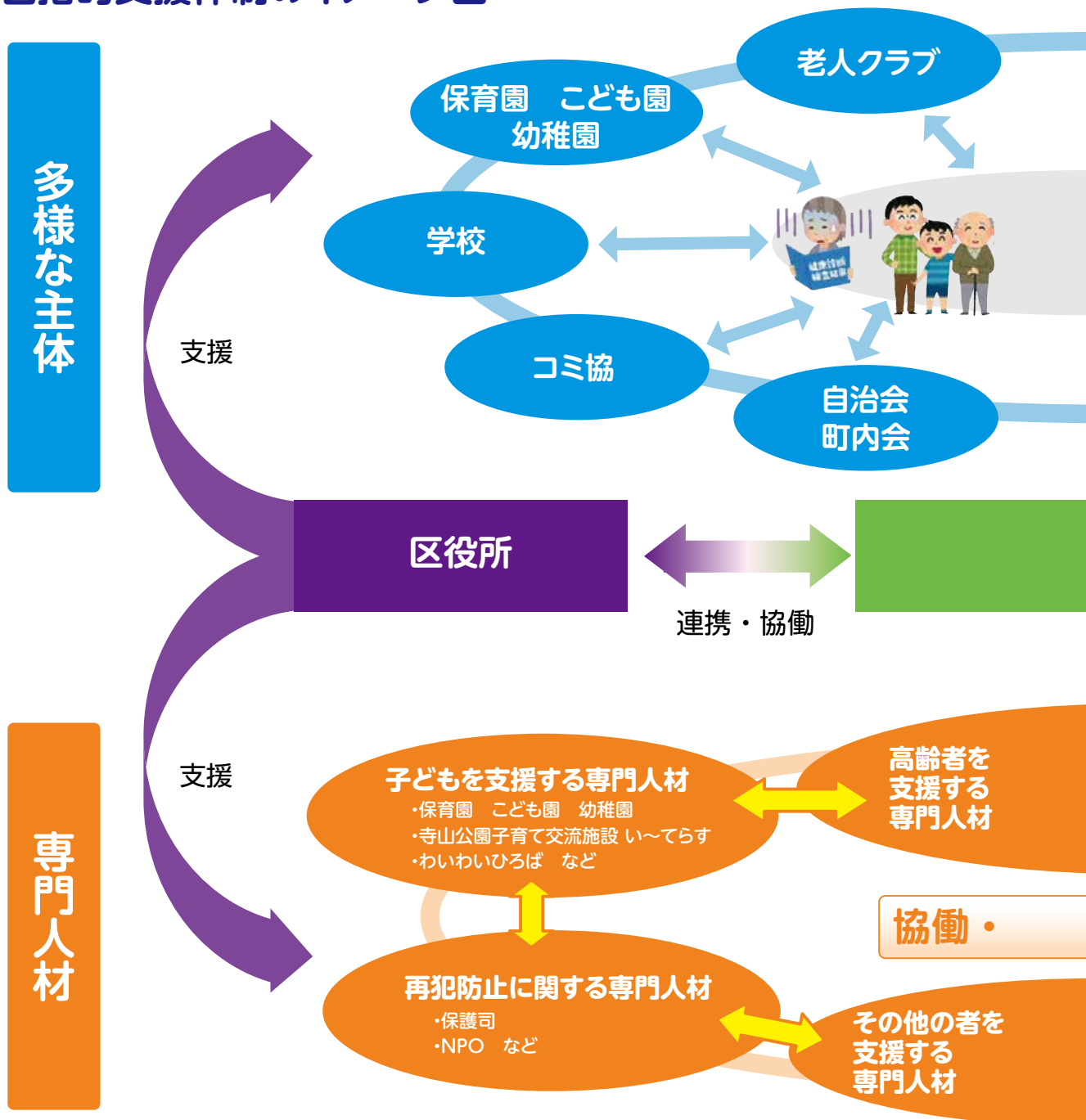
5 情報の提供と相談支援体制の充実

必要な人に必要な情報をわかりやすく提供するとともに、誰もが安心して相談や支援を受けることができる体制づくりに取り組みます。

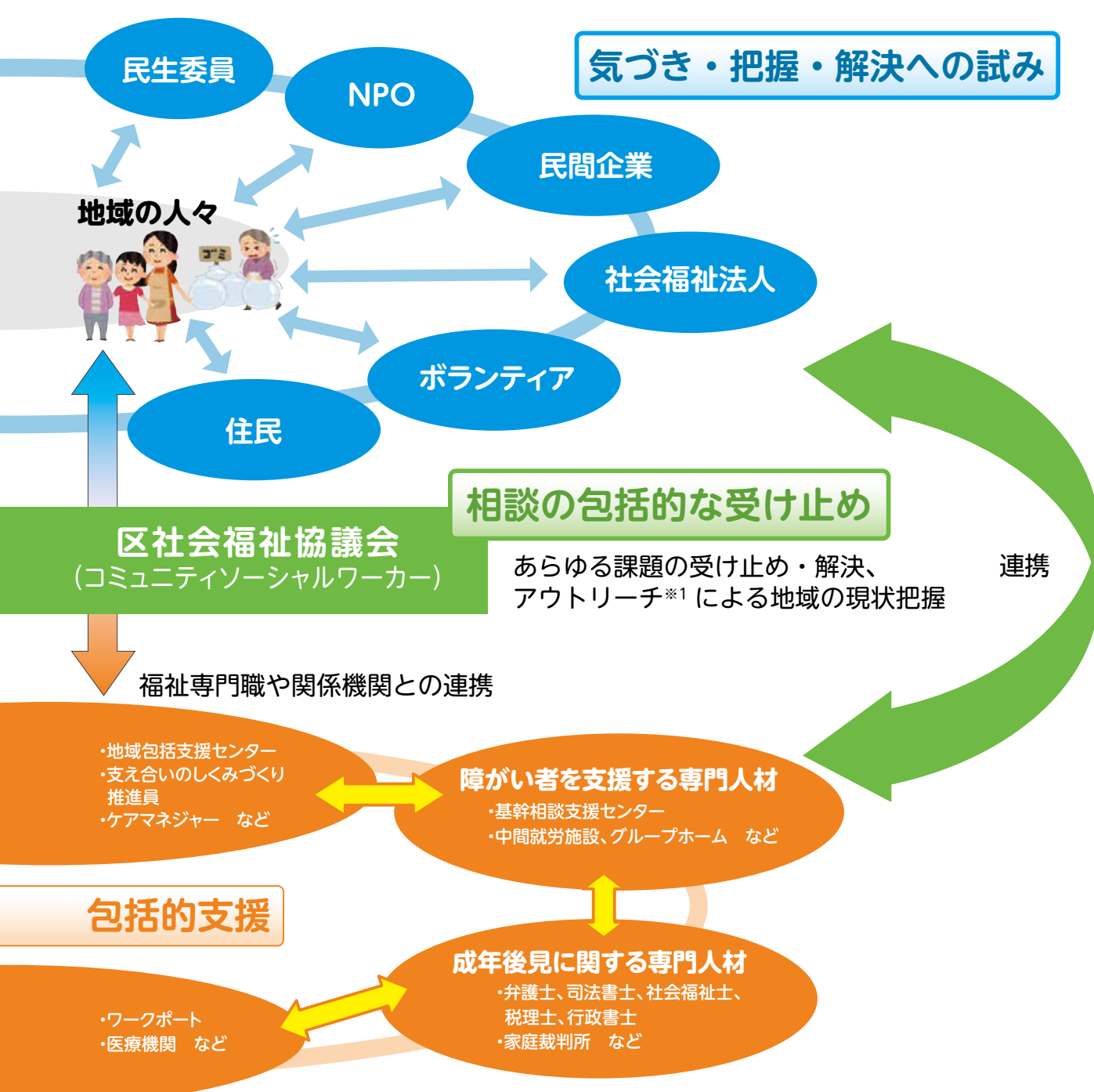
第4章 取組の展開

地域住民等が主体的に「我が事」として問題に気づき、把握し、解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、多機関が協働し包括的に支援する体制など地域を「丸ごと」支える包括的な体制を構築して、地域福祉の推進を図ります。

◇包括的支援体制のイメージ図



※青色の矢印 ←→ は多様な主体との相互のつながりを表している。
 ※黄色の矢印 ←→ は地域福祉コーディネーター*2による連携を表している。



※1 アウトリーチ：対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけること。
 ※2 地域福祉コーディネーター：地域のニーズや課題を把握し、関係機関等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導くつなぎ役

◇計画の体系

【基本理念】

『地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、
みんなの顔が見え、元気で安心して暮らせるまち』

基本目標 1 支えあい、助けあい、つながりあうまちづくり

(1) 地域で気軽に助けあえる関係をつくりましょう

(2) 地域活動・ボランティア活動に気軽に参加できる
仕組みをつくりましょう

(3) 地域で子育て支援ができる仕組みをつくりましょう

基本目標 2 健康で住みやすいまちづくり

(1) 心身ともに健康で生きがいを持った生活を送りましょう

(2) 安全で快適な生活環境をつくりましょう

基本目標3 安心・安全に暮らせるまちづくり

- (1) 地域で見守りの輪を広げましょう
- (2) 避難行動要支援者への支援体制を確立しましょう
- (3) 地域で防災・防犯・交通安全対策を進めましょう

基本目標4 だれもが集まれる機会・場づくり

- (1) 気軽に立ち寄り、交流できる「場」をつくりましょう
- (2) 地域でふれあい、交流できる機会を増やしましょう
- (3) 地域の学校や、いろいろな施設・団体と交流しましょう

基本目標5 情報の提供と相談支援体制の充実

- (1) 必要な人に必要な情報が伝わる仕組みをつくりましょう
- (2) 身近な地域での相談支援体制をつくりましょう

基本目標 1 支えあい、助けあい、つながりあうまちづくり

(1) 地域で気軽に助けあえる関係をつくりましょう

《現状と課題》

近年、家族の形態の変化とその扶養機能の低下や地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下などにより、日常生活上の手助けを気軽に頼めずに困っている人や自宅に閉じこもりがちの人が増えています。声をあげることのできない人たちに気づき、寄り添う必要があります。

日常の生活支援や災害・緊急時の対応など、隣近所や自治会・町内会も含んだ地域ぐるみで助け合える関係を築くことが必要です。

《取組の方向性》

日頃のあいさつや声かけから「顔の見える関係づくり」を進め、人と人とのつながりの再構築に努めます。そのうえで、困りごとを抱えている人や支援が必要な人が地域で安心して暮らせるよう、支えあい、助けあうための仕組みづくりにも積極的に取り組みます。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none">○日頃からのあいさつ・声かけ○隣近所の見守り・相談○自治会等の活動に対する意識啓発○自治会等への加入及び参加の促進○地域による生活支援（ごみ出し支援など）○隣近所や身近な人、一人ひとりに声をかけ、誘い合っでの行事参加○支えあいのしくみづくりの推進
事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域の子ども、高齢者、障がい児者を支えるネットワークづくり○地域住民との日常的な交流

区 分	主な取組の事例
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステム構築のための支援 ○小地域福祉活動（支会活動）の推進 ○高齢者や障がい児者、子育て中の親子への見守り・声かけ活動への支援 ○地区単位での地域福祉懇談会の開催 ○住民参加型在宅福祉サービス「まごころヘルプ」の実施 ○地域福祉推進フォーラムの開催 ○各種研修会の開催 ○CSWによる福祉活動ネットワークづくりへの支援 ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築・推進 ○地域での助けあいの意識啓発 ○地域福祉推進フォーラムの開催 ○地域活動への支援（助成制度など）

◆CSWとは…

コミュニティソーシャルワーカーの略で、地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備などの地域支援を、多様な職種と連携調整して解決の仕組みづくりにつなげる専門職のこと。

(2) 地域活動・ボランティア活動に気軽に参加できる仕組みをつくりましょう

《現状と課題》

地域では、様々な地域活動やボランティア活動が活発に行われていますが、一方で活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいるといった課題があり、活動者の裾野を広げていく取組が必要です。

活動への興味はあるものの、参加のきっかけがつかめない人にも気軽に参加できる仕組みを作っていくことや人材育成、活動に対する意識の啓発を図ることが必要です。

《取組の方向性》

誰もが参加しやすい活動の仕組みづくりに取り組み、地域福祉の新たな担い手の発掘を進めるとともに、人材育成のための各種講座や意識啓発に取り組みます。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動・ボランティア活動の PR と意識啓発 ○地域活動・ボランティア活動への積極的な参加 ○あらゆる世代や転入者などへの積極的な参加呼びかけ ○隣近所や身近な人、一人ひとりに声をかけ、誘い合っでの活動参加 ○ボランティアグループの立ち上げ
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアなどの積極的な受け入れ及び体制の整備 ○ボランティア活動の PR と意識啓発
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・市民活動センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ◎情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動についての啓発や情報提供 ・ボランティア情報誌の発行、ホームページへの掲載 ◎ボランティアの育成、活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座、研修会、交流会の開催 ◎ボランティア活動に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・希望者と必要な人のコーディネート ◎元気力アップ・サポーター事業の実施 ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動・ボランティア活動の情報提供 ○地域活動への支援（助成制度など） ○学校支援ボランティアの活動支援

(3) 地域で子育て支援ができる仕組みをつくりましょう

《現状と課題》

少人数世帯の増加や家族形態の変化などにより近所づきあいが希薄になる中、子育てに不安や孤立感を抱える保護者も多く、いじめや児童虐待などの問題も発生しています。

未来を担う子どもたちが健やかに育つように、地域が連携して子育て支援に取り組んでいく必要があります。

《取組の方向性》

親子の集う場や親同士の出会いの場の提供、ニーズに対応した子育て支援プログラムの実施などを通じて地域で安心して子育てができるようにサポートするとともに、保育園やこども園、幼稚園などと連携を図りながら地域全体で子育て支援に取り組み、子育ての不安感・孤立感の解消に努めます。

《活動の役割分担》

区分	主な取組の事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none">○地域の子どもの見守り・居場所づくり○地域における子育て支援活動の実施○子育てサロンの充実○子どもが参加しやすい地域行事の開催○子どもふれあいスクール事業への参加○民生委員・児童委員による見守り
事業者	<ul style="list-style-type: none">○子育て関連情報の提供・ネットワークづくり○施設の空きスペースを地域活動の場として提供
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○子育てサロンへの立ち上げ支援○子育てボランティアの育成○子育て講座の開催○ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）との連携・支援○CSWによる子育て家族への支援○助成制度による地域活動への支援○子ども食堂の立ち上げ、運営支援
区役所	<ul style="list-style-type: none">○子育て支援事業の実施○子育て支援施設の運営○子育てサロンの実施○子育てガイドブックの発行○子育てイベントや講演会、研修会の開催○育児相談の実施

基本目標2 健康で住みやすいまちづくり

(1) 心身ともに健康で生きがいを持った生活を送りましょう

《現状と課題》

食生活の変化や運動習慣の減少などにより、生活習慣病やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の割合が増加しています。また、超高齢化の進行に伴い、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人も増加しており、日常生活における健康づくりと介護や認知症予防の取組が重要になっています。また、加齢により心身の活力が低下した状態であるフレイルの発症を抑え、介護状態へ至る可能性を減らすことが必要です。さらに、生きがいをもった生活が、健康の保持・増進、健康寿命の延伸につながるとも言われていることから、いきいきと活動できる取組の推進が重要です。

《取組の方向性》

子どもから高齢者まで、一人ひとりの健康に対する意識を高め、元気な時から健康づくりや介護予防に取り組める環境・体制づくりを進めます。また、フレイル予防に取り組むことにより、生活機能の維持向上を図り、要介護状態への進行を防ぎます。また、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の推進や趣味を通じた仲間づくりと機会の提供などに努めます。

《活動の役割分担》

区分	主な取組の事例
住民・団体	○健康診断を受診して生活習慣病の予防・早期発見 ○地域での健康教室・健康づくり事業の実施 ○老人クラブやサークル活動への勧誘・加入促進 ○ウォーキング・介護予防自主グループの活動
事業者	○介護予防の相談・指導 ○施設の空きスペースを健康づくり運動の場として提供
区社会福祉協議会	○出前講座の開催 ○「地域の茶の間」の立ち上げ、運営支援 ○福祉団体（老人クラブ、障がい者団体など）活性化への支援 ○助成制度などによる地域活動への支援

区 分	主な取組の事例
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健（検）診の受診勧奨 ○子どもから高齢者までの健康づくりの推進 ○栄養・運動・休養をテーマにした講習会・講演会の開催 ○介護予防教室や認知症予防教室の開催 ○フレイル予防の取組 ○ウォーキング・介護予防自主グループのリーダー育成、支援 ○食生活改善推進委員・運動普及推進委員の育成 ○生涯学習の推進

◆フレイルとは…

加齢により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態のことで、多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられる。



(2) 安全で快適な生活環境をつくりましょう

《現状と課題》

高齢者や障がいのある人が安全かつ快適に生活できるよう、道路や駅、公共施設等のバリアフリー化が進み、利用者への配慮がなされるようになってきましたが、段差のある歩道や、スロープやトイレ等の設備が不十分な施設もあります。

誰もが歩きやすい歩行空間の整備をはじめ、さらにバリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要があります。

《取組の方向性》

子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の整備を進めていくとともに、足りない部分については周囲の人が手を差し伸べることができるようユニバーサルデザインの考え方を普及させる取組を推進します。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	○地域内の安全点検の実施 ○高齢者や障がいのある人などの外出、移動支援 ○ユニバーサルデザインの理解 ○まちの美化清掃や環境保全の意識向上
事業者	○ユニバーサルデザインの理解・実践
区社会福祉協議会	○高齢者や障がいのある人などの外出、移動のためのサービスの検討 ○バリアフリー点検などの支援 ○障がいを理解するための取組
区役所	○ユニバーサルデザインの普及啓発 ○公共施設のバリアフリー化 ○身体機能が低下した高齢者、障がいのある人の住宅改修などに対する助成制度の周知 ○歩道改良による急勾配の解消や路側帯のカラー化の推進 ○まちの美化や環境保全の取組

◆バリアフリーとは…

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

◆ユニバーサルデザインとは…

バリアフリーが、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。



基本目標3 安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 地域で見守りの輪を広げましょう

《現状と課題》

近年、少子・高齢化や家族形態の変化により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増え、それに伴い、見守りの対象となる人の数も増え続け、孤立死や高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護放棄、子どもや障がい者に対する虐待、自殺などの深刻な問題も増加しています。

個人情報保護に配慮し、本人の意思などを尊重しながら、地域に住む一人ひとりが協力し合って解決していくための仕組みが必要です。

《取組の方向性》

あいさつ、声かけをはじめとする日頃の地域の活動を通じて、一人暮らし高齢者や子ども、障がいのある人など、見守りが必要な人を把握し、協力して見守っていくネットワークづくりに取り組みます。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	○登下校時の通学路パトロールの実施 ○高齢者の見守り訪問の実施 ○「こども110番の家」の設置
事業者	○地域の見守り講座の開催 ○高齢者等あんしん見守り活動事業の実施 ○利用者の送迎時における見守りの実施
区社会福祉協議会	○きらりん緊急情報キットの配付 ○友愛訪問事業（見守り活動）の実施 ○おせち料理配食事業の実施 ○地区民生委員児童委員協議会との連携 ○高齢者や障がい者、子育て中の親子の見守り体制づくりへの支援 ○CSWによる生活課題への相談支援
区役所	○見守り訪問による高齢者の実態把握 ○見守り体制づくりへの支援 ○地区民生委員児童委員協議会との連携

◆きらりん緊急情報キットとは…

高齢者や健康上不安を抱えている人の安心安全を守るために、「かかりつけ医」「緊急連絡先」「持病」「お薬情報」「健康保険証（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、緊急時や災害時に備えるもの。



きらりん緊急情報キット

(2) 避難行動要支援者への支援体制を確立しましょう

《現状と課題》

隣近所や地域のつながりが希薄化し、高齢者や障がい者、要介護者など災害時に自力で避難することが困難な人の情報を入手しづらい状況です。また、個人情報保護の重要性が叫ばれる中、情報の共有が図れないケースも見受けられます。

いざという時に隣近所や地域全体で助けあう支援体制を充実させる必要があります。

《取組の方向性》

避難行動要支援者名簿の整備を進めるなど、要支援者情報の把握に努めるとともに、災害時や緊急時の迅速な支援につながるよう、個人情報の保護にも配慮しながら、地域での支援体制と要支援者の情報を共有できる仕組みづくりを進めます。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	○日常的な見守り活動 ○避難行動要支援者支援体制の整備 ○地域の要支援者マップづくり ○個人情報の利用及び提供についての勉強会の開催
事業者	○日常的な見守り活動 ○避難行動要支援者支援体制の整備
区社会福祉協議会	○きらりん緊急情報キット配付による緊急時・災害時の支援 ○困った時に助けあう仕組みづくりへの支援
区役所	○避難行動要支援者対策の充実 ○避難行動要支援者名簿登録制度の周知

(3) 地域で防災・防犯・交通安全対策を進めましょう

《現状と課題》

近年頻繁に発生している自然災害などに対応するため、住民自らが自主的な防災活動の重要性を認識し、地域で助けあう体制を確立することが必要です。

また、中高年を狙った詐欺や子どもが被害者となる犯罪が発生しており、身近な地域が安全とは言えない状況になっています。また交通量が多いところや交通の危険な場所もあります。犯罪や交通事故を未然に防ぐため、防犯意識の向上や犯罪を起こしにくい地域づくりを進めるとともに交通の安全確保が必要です。

《取組の方向性》

地域コミュニティ協議会や自主防災組織を中心に、防災啓発活動・防災体制の強化を進めます。また、警察、関係団体との連携強化や地域における防犯活動の取り組み、広報啓発を行い、犯罪防止対策を推進するとともに、交通安全に取り組みます。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	○自主防災組織での地域防災訓練の実施 ○避難所運営体制の整備 ○防犯パトロール、児童の見守りの実施 ○防犯マップ（地域安全マップ）の作成 ○防犯ボランティアネットワークへの登録
事業者	○地域防災訓練への参加 ○福祉避難所の指定
区社会福祉協議会	○災害ボランティアセンターの運営体制の確立 ○日頃からの顔の見える関係づくりの構築
区役所	○自主防災組織結成・育成の支援 ○防災訓練への支援 ○災害情報の円滑な伝達方法の整備 ○避難所運営体制の確立 ○防災・防犯啓発運動の推進 ○防犯ボランティアネットワーク事業の推進 ○地域活動への支援（助成制度など） ○交通安全の啓発

基本目標 4 だれもが集まれる機会・場づくり

(1) 気軽に立ち寄り、交流できる「場」をつくりましょう

《現状と課題》

地域において、人と人とのつながりを作るには、「住民の交流」が必要不可欠であり、それには活動の拠点も必要です。

地域の住民がお互いを信頼し、支えあう関係づくりを行うことができるよう、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に身近な場所で集える交流、活動、情報提供の場づくりが求められています。

《取組の方向性》

「地域の茶の間」や「子ども食堂」、「子育てサロン」などの活動を通じて、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、すべての人が地域で孤立することがないように、日頃から住民同士の相互交流の充実、活動の活発化に向けた取組を推進します。

また、既存施設の有効利用や空き家などを活用した交流の場や活動拠点づくりの検討に取り組みます。

《活動の役割分担》

区分	主な取組の事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none">○コミュニティ活動のPRと加入促進○身近な地域で生活課題を話し合える場づくり○「地域の茶の間」の運営○「子ども食堂」の運営○既存の施設の有効活用による活動拠点づくり○空き家活用の検討○新たな担い手の発掘・育成の場づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none">○施設の空きスペースを地域活動の場として提供
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○「地域の茶の間」の立ち上げ・運営支援○地域と高齢者、障がいのある人が交流できる場づくり○ホームページでの地域の茶の間の開催案内○助成制度による地域活動への支援○「子ども食堂」の立ち上げ・運営支援
区役所	<ul style="list-style-type: none">○既存の公共施設の有効利用の検討○空き家活用リフォーム推進事業などの情報発信○交流や外出のための交通手段確保の検討

(2) 地域でふれあい、交流できる機会を増やしましょう

《現状と課題》

少子・高齢化や家族形態の変化などにより、昔のような家庭や地域社会における世代間の関わりが薄れてきています。地域の行事やイベントが少ない、またあっても、時間的な余裕がなく参加したくてもできない、参加するきっかけをつかめないといった状況が見られます。

地域の行事での交流や世代を超えたふれあいを通して、自分の住んでいる地域とそこに住む人を知り、愛着を持ち、みんなで支えあう地域づくりを進めることが大切です。

また、多世代や大人数で交流する際には感染症などの対策に留意する必要があります。

《取組の方向性》

地域の行事やイベントなどの活性化を図り、これらの行事に個々のさまざまな状況に置かれている地域の住民が積極的に参加できるよう取り組み、交流の推進と地域の一体感の醸成を図ります。

また、世代ごとにそれぞれ行われている活動・行事を世代間交流の機会ととらえ、共同で開催する、運営に携わるなど、地域のつながりを強化していきます。

そして、感染症対策などに配慮し、安全に安心して参加できるよう行事等の実施方法を工夫、検討します。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い世代が参加できる地域の行事・イベントの開催 ○地域の行事・イベントへの積極的参加 ○あらゆる世代や転入者などへの積極的な参加呼びかけ ○隣近所や身近な人、一人ひとりに声をかけ、誘い合っでの行事参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設での地域ふれあい事業、歳末たすけあい事業の実施 ○高齢者、障がいのある人と交流できるイベントの開催 ○地域の行事・イベントへの参加・協力
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ふれあい事業への支援 ○歳末たすけあい事業への支援 ○「地域の茶の間」の企画や運営の支援 ○地域の誰もが参加できるイベントの開催・運営支援 ○CSWによる地域住民との連携・相談支援 ○助成制度による地域活動への支援
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○老人憩の家などを活用した世代間交流事業の実施 ○地域活動への支援（助成制度など）

(3) 地域の学校や、いろいろな施設・団体と交流しましょう

《現状と課題》

地域と学校との交流や、子どもたちの福祉施設などへの訪問といった交流が進められています。また、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定により、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めていますが、まだ正しい理解や知識が不足していると言われてしています。

今後、身近な交流の機会を通じて、地域と学校の連携を強化していくとともに、福祉施設との交流・体験学習を一層進めることにより、福祉に対する理解を深めていくことが求められています。

《取組の方向性》

子どもから高齢者、障がいのある人など、性別、年齢などを越えた交流を行うことにより、お互いを理解し、命の大切さを感じ、人への優しさや思いやりの気持ちが自然と地域にあふれる福祉文化の創造に取り組みます。また、地域の高齢者による、自分の生活体験を生かした学習支援、あるいは、子どもたちの高齢者施設や障がい者施設への訪問など、交流やふれあいの機会づくりに努めます。

《活動の役割分担》

区分	主な取組の事例
住民・団体	○地域と学校ウエルカム参観日への参加 ○子どもふれあいスクール事業への参加 ○地域と交流できるイベントや情報交換の場づくり ○障がい者福祉の体験や実践活動による意識啓発
事業者	○福祉教育・体験学習への人材、場などの提供 ○ふれジョブ体験の受け入れ体制の整備
区社会福祉協議会	○福祉教育・体験学習への協力 ○ボランティア講座の開催 ○ボランティア（個人・グループ）の交流事業の開催 ○元気力アップ・サポーター受け入れ施設への働きかけ ○地域、学校、施設等が交流できる情報交換会などの開催 ○地域の誰もが参加できるイベント開催への支援 ○関係機関、福祉専門職とのネットワークづくり ○助成制度による地域活動への支援

区 分	主な取組の事例
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための周知啓発・研修会の実施 ○「ぶちしょっぶ東区」(障がい者施設の自主製品の販売を通じた交流)の実施 ○地域活動への支援(助成制度など)

◆新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

(平成28年4月1日施行)

障がいのある人もない人も、新潟市に住んでいる誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会(共生社会)の実現を目指すことを目的に制定されました。

この条例では、市・事業者に対して、障がい等を理由とした差別(不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供)を法的義務で禁止しています。実際に差別が起きてしまった場合、差別を受けた方と差別を行った方の双方の話し合いにより解決を図ります。

■不利益な取り扱いとは…

正当な理由がないのに、障がいがあるということで、障がいのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けること(障がいのない人と異なる取り扱いをすること)。

■合理的配慮の不提供とは…

- ・障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合(意思の表明が困難な障がいのある人の場合は、その支援者等からの求めを含む)
- ・意思の表明がなくても障がいのある人に何らかの配慮(社会的障壁を取り除くこと)が必要なことを認識しうる場合に、その人の人権・意向を尊重して、社会的障壁を取り除く変更や調整をしないこと。(過重な負担が生じる場合を除く)

基本目標 5 情報の提供と相談支援体制の充実

(1) 必要な人に必要な情報が伝わる仕組みをつくりましょう

《現状と課題》

福祉に関する制度・サービスの周知、啓発や地域の行事・活動のお知らせなど、地域福祉の推進には効果的な情報発信、情報提供が必要不可欠となっています。

現在、その広報手段として、広報紙やインターネットなどを通じた情報発信をしていますが、「情報がない（届かない）」、「情報が多すぎて、どれが自分に必要な情報かわからない」などの状況も見受けられます。また、情報を取得する時間的余裕がないという声もあります。情報の受け手の目線に立ち、情報を確実にわかりやすく提供することが必要です。

《取組の方向性》

情報が多様な方法でより多くの住民に確実に伝わるよう、広報紙や自治会・町内会の回覧板、ホームページなど、既存の情報媒体や新しい手法を模索するなど、さらに充実させるよう努めるとともに、地域の中の顔の見える関係、つながりを生かした情報伝達・提供のネットワークづくりを図ります。また、高齢者や障がいのある人など、伝えたい相手に配慮した情報提供の方法を工夫します。

《活動の役割分担》

区 分	主な取組の事例
住民・団体	<ul style="list-style-type: none">○住民自身の必要な情報の積極的な収集○地域コミュニティ協議会連絡会の開催○自治会・町内会の広報紙、回覧板による情報の提供○回覧板の手渡しなど、高齢者や障がいのある人への配慮○自治会・町内会と民生委員・児童委員の情報の共有○子育て情報誌の編集に参加
事業者	<ul style="list-style-type: none">○広報紙やホームページなどによる情報の発信○福祉・子育て情報マップや情報誌の作成への参画
区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○各種相談窓口の積極的な PR○機関紙「東区社協だより」、ホームページによる地域福祉活動情報の提供○区社協紹介パンフレットの配布○福祉・子育て情報マップや情報誌の作成への参画○CSW による情報の提供・相談支援

区 分	主な取組の事例
区役所	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の積極的な PR ○区だよりなどの点字版・音声版での提供 ○区だより「わいわい東区」、ホームページによる情報提供 ○各種福祉サービスガイドの発行 ○福祉・子育て情報マップや情報誌の作成 ○自治会・町内会、民生委員・児童委員への情報提供



(2) 身近な地域での相談支援体制をつくりましょう

《現状と課題》

福祉施策や福祉サービスの内容が多岐にわたることから、相談先が分からない人や相談できずにいる人が潜在しています。相談窓口の周知と合わせて、相談しやすい体制を築く必要があります。また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力の不十分な人の権利が守られる体制の確立が求められています。

様々な要因で増加している生活困窮者に対し、早期に就労・相談支援等を行い、生活困窮状態の解消に取り組む必要があります。

《取組の方向性》

多様化する生活課題に対応するため、安心して相談や支援を受けることができる体制づくりの充実に取り組みます。また、認知症高齢者や知的・精神障がい者などに対して、適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者を保護する権利擁護体制の充実と普及啓発を進めます。

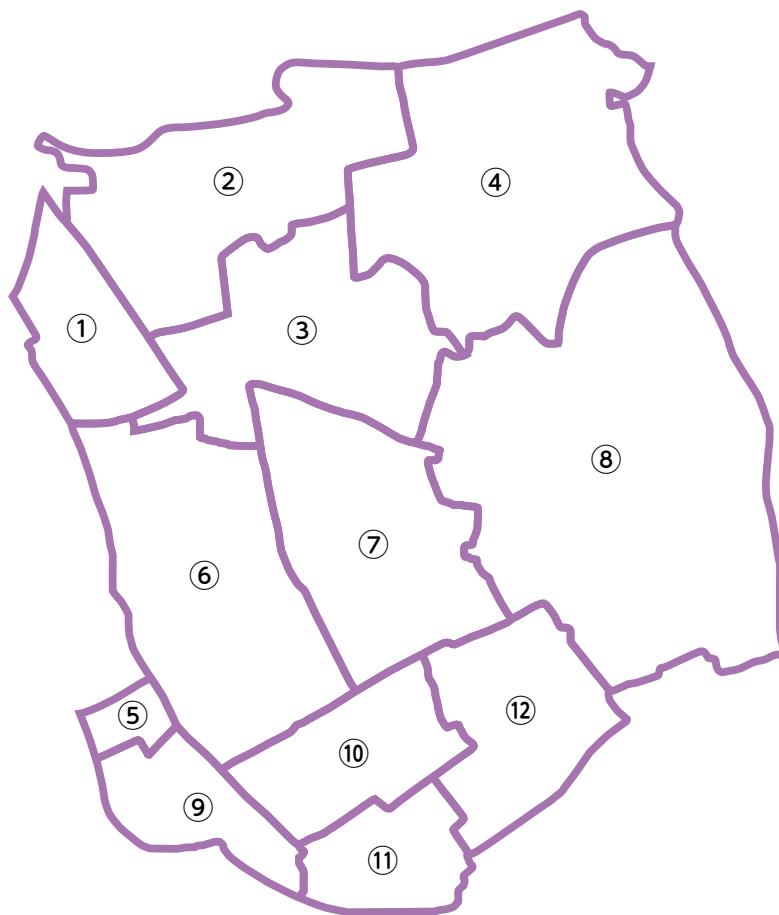
生活困窮者に対し、雇用や生活等に関して総合的に支援を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。

《活動の役割分担》

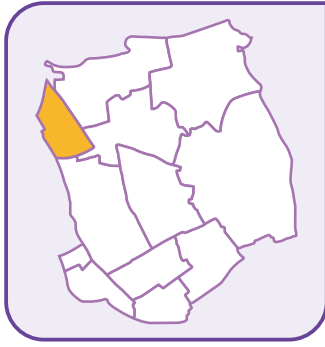
区 分	主な取組の事例
住民・団体	○身近な地域での相談相手の確保 ○困った時に相談できる顔の見える関係づくり ○民生委員・児童委員などと連携した相談体制づくり
事業者	○地域の身近な相談場所としての周知・体制強化 ○困った時に相談できる顔の見える関係づくり
区社会福祉協議会	○各種相談窓口の積極的な PR ○日常生活自立支援事業の実施 ○生活福祉資金の相談・貸付 ○関係機関、福祉専門職とのネットワークづくり ○CSW による情報の提供・相談支援
区役所	○各種相談窓口の積極的な PR ○成年後見制度の周知 ○地域包括支援センターの運営・周知 ○障がい者基幹相談支援センターの運営 ○生活保護受給者の自立に向けた就労支援 ○学習習慣支援事業（低所得世帯の中学生勉強会）

第5章 地区別計画

ここでは、東区の12の地域コミュニティ協議会ごとに「地区の現状と課題」、そして「目標・目指す姿」をまとめています。



コミュニティ協議会名		社協地区支会名	コミュニティ協議会名		社協地区支会名
①	山の下地区 コミュニティ協議会	山の下支会	⑦	牡丹山小学校区 コミュニティ協議会	牡丹山支会
②	桃山校区 コミュニティ協議会	桃山支会	⑧	大形地区 コミュニティ協議会	大形支会
③	東山の下地区 コミュニティ協議会	東山の下支会	⑨	江南小学校区 コミュニティ協議会	江南支会
④	下山地区 コミュニティ協議会	下山支会	⑩	中野山小学校区 コミュニティ協議会	中野山支会
⑤	紫竹中央 コミュニティ協議会	紫竹支会	⑪	南中野山小学校区 コミュニティ協議会	南中野山支会
⑥	新潟市木戸地域 コミュニティ協議会	木戸支会	⑫	東中野山小学校区 コミュニティ協議会	東中野山支会



山の下地区

東区管内で高齢化率が最も高く、さらに少子化も顕著で、小学校の児童数は年々減少傾向にあり、将来の人口構成が憂慮されます。地域内には、住民に親しまれてきた山の下市場、山の下神明宮、みなとランドがあり、山の下まちづくりセンターは、地域活動の拠点として活用されています。

『地区の現状』……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆コミュニティ協議会がひまわりクラブと老人憩いの家を指定管理で受託している。
また、コミュニティスクールの事務局も受託しており、小学校と地域のつながりが強い。
- ◆コミュニティ協議会のセーフティスタッフ、交通対策部会、及び地域住民により、小学校登下校時の見守り活動を行っている。
- ◆コミュニティ協議会と小学校、消防で合同防災訓練を実施している。
- ◆年をとっても歩いて行ける場所に地域の茶の間が9カ所ある。
- ◆公民館を拠点に各種サークル、ボランティア団体が多数活動しており、様々な世代の人が集い仲間づくりができています。
- ◆介護予防健康体操を毎月開催している。
- ◆一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象にした「ふれあい昼食会」を開催している。
またその際、地元保育園の協力を得て、園児とのふれあいの機会も設けている。
- ◆民生委員・児童委員と自治会・町内会長との連携会議を開催している。
- ◆医療と介護、行政等による多職種ネットワーク「山の下ねっと」がある。

この地区の 課題

- ◆情報の共有
 - ・民生委員・児童委員と自治会・町内会長との連携会議を開催しているが、全員が参加しているわけではなく、まだ連携できていないところもある。
 - ・自治会単位で行われているゴミ捨て等の支援活動に関する情報共有ができていないところもある。
- ◆生活の課題～顔の見える関係づくり
 - ・困っていても自分から助けてほしいと声を出せない人にどうアプローチするか。
 - ・ふれあい昼食会等のイベントに出てこられない人、出てくるのが億劫な人もいる。
 - ・免許証の返納等により、通院や買い物に困っている高齢者が増えている。
 - ・地域の茶の間にマンネリ化や男性の参加が少ないなどの課題があり、運営に苦慮している。
- ◆災害時の対応
 - ・避難訓練をしても高齢者や一人暮らしの人の参加が良くない。
 - ・実際に災害が起きた時に要支援者に声をかけて回る余裕があるのか、制度として機能するか確信が持てない。また、避難所の受け入れ態勢をどうするか問題。
- ◆担い手の育成
 - ・現役世代は仕事があるからと、土・日を活用しても役を引き受けてくれない。
 - ・定年の年齢も延び、仕事と言われると頼みづらい。

年をとっても、障がいがあっても安心して暮らせるまちに！

① 地域の問題解決のための会議を開催しよう

- ◆ 民生委員・児童委員と自治会・町内会長との連携会議を開催する。
- ◆ ゴミ出し等の活動を行っている自治会・町内会の情報を共有し、支援につなげやすい体制づくりを進める。
- ◆ 通院や買い物支援に向けた移動支援体制を整える。
- ◆ 広報紙を活用し、住民が声を上げやすい機会づくりをする。

② 顔の見える関係づくりをしよう

- ◆ まちづくりセンターのフリースペースを活用した世代間交流を継続する。
- ◆ 防災訓練等の活動に若手を巻き込み、5年後10年後の担い手になれるような機会を作る。
- ◆ イベントに出てこない世帯の状況確認と関係づくりをする。

③ 災害時、要支援者への対応や協力体制の整備をしよう

- ◆ 避難方法や手段について、各町内で話し合う。
- ◆ 災害時に、高齢者や障がい者などを地域で守る体制をつくる。

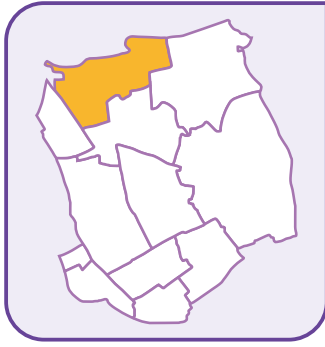
日頃からのあいさつや声かけが大切！



県外研修



介護予防健康体操



桃山地区

日本海側に位置し、海浜公園・牛街道公園・新潟空港滑走路等があり、地域内の臨空船江会館・山の下まちづくりセンター等は、地域活動の拠点として活用されています。また、海拔0メートル以下と水害も経験した地域ですが、日本海側には高い建物がなく、津波の際には避難場所がないという環境です。

『地区の現状』……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆ 除雪やゴミ出し支援を町内で行っているところもある。自治会・町内会で対応できないところは「あゆみ会」（コミュニティ協議会福祉部）で行っている。
- ◆ 地域の茶の間が11カ所あり、小学校、幼稚園との交流ができるようになった。
- ◆ 自治会・町内会の役員会に民生委員・児童委員も入ってもらうようになってきた。
- ◆ あゆみ会が、地区内3ブロックそれぞれで「ふれあい昼食会」を開催し、地域の高齢者の集いの場をつくっている。
- ◆ あゆみ会で地域の見守りや助け合い活動、また学校行事の手伝いをしている。
- ◆ あゆみ会は平成4年に発足以来28年が経過。会員の高齢化は進んでいるが、上手く世代交代ができています。会員数は34名。横ばいをキープ！（男性は2人）
- ◆ 支え合いのしくみづくり会議で、桃山校区「助け合い 支え合い」の会が発足した。

この地区の 課題

- ◆ **担い手の育成**
 - ・自治会・町内会行事に若い世代の参加者は増えているが、なかなか運営する側になるまで育たない。
- ◆ **地域の関係づくり**
 - ・向こう三軒両隣、あいさつや関係ができれば、お互いに助け合える。
 - ・すべての自治会・町内会長と顔がわかる関係づくりをする。
 - ・集会所を複数の町内で共同で使っており不便。町内会ごとに集会所が欲しい。
- ◆ **災害時の対応**
 - ・要支援者の人数が多く、災害時助けることができない。
 - ・個人情報保護法の関係で、要支援者台帳の共有ができない状況。
 - ・民生委員側の情報も共有できない。
 - ・班長に情報共有し、何かあったときに助けてくれと伝えることが精一杯。

地域全体で協働し、地域交流の活発なまちに！

① 問題をみんなで共有し、地域で顔が見える関係づくりをしよう

- ◆それぞれの自治会・町内会の現状（活動等）の情報を共有するための場を設ける。
- ◆コミュニティ協議会と協働団体、学校で情報を共有し、活性化を図る。

② 次世代の担い手を育てよう

- ◆町内会の清掃や除草等の共同作業や打ち上げに若手にも参加してもらい、顔の見える関係をつくりながら、少しずつ役割を与え担い手として育成する。
- ◆家にこもりがちな若い世代にも役割を与え、社会に出るきっかけづくりを行い、将来の担い手として育成する。

③ 地域で見守り・助け合いができる環境づくりをしよう

- ◆あゆみ会と民生委員・児童委員で情報共有する。
- ◆要支援者台帳や世帯票の活用のしくみをつくる。
- ◆隣近所や班単位で、要支援者情報共有のしくみをつくる。
- ◆自主防災組織や自治会・町内会ごとの対応を明確にする。
- ◆桃山校区「助け合い 支え合い」の会の活動を地域全体に定着させる。

④ 町内の人たちが気軽に集う場所をつくろう

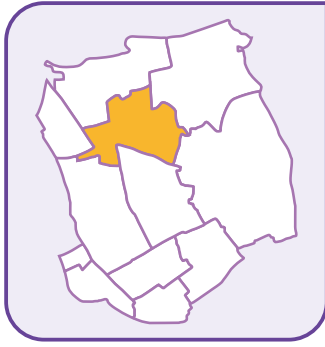
- ◆町内みんなが助け合えるようにする。
- ◆空き家の有効活用などで、自治会・町内会毎に集会所を設置したい。
- ◆地域に図書館を創りたい。



地域の茶の間



「助け合い 支え合い」の会 説明会



東山の下地区

東区役所の北側、東区のほぼ中央に位置し、小・中・高校と、大きなスーパーと家電量販店を有するショッピングセンターが東西にあり、さらにじゅんさい池公園をはじめとする、中・小の様々な公園も多々あります。また、総合病院も車で10分以内に3つあり、住環境にも恵まれています。地域の中心部には、中地区コミュニティセンターと老人憩の家があり、地域住民の交流と健康づくりの拠点として活用されています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆ 地域住民が気楽に集まることができる地域の茶の間が18カ所ある他、コミ協で老人憩いの家を活用した「集いの広場 こもれば交差点」を開設し、イベントの開催や食事提供など、地域の憩いの場、福祉活動の拠点として利用されている。
- ◆ ゴミ出し支援等のちょっとした困りごとに対応する生活支援ボランティアグループ「じゅんさいの会」の設立から10年が経過。その間、実働部隊を担う町内ごとの福祉部の立ち上げも進んでいる。
- ◆ 子どもの見守り隊を組織化し登下校時の見守り活動をしている。(93名)
- ◆ 33町内中、27町内で友愛訪問を実施。おそろいのTシャツを作製し活動している。
- ◆ 小中学生がじゅんさい池の環境整備に携わってくれている。
- ◆ 地域の子どもからお年寄りまで参加でき、交流を深める事業として、秋の「三世代交流大運動会」に加え、初夏には一時避難場所の小金公園を会場に「東山の下フェスティバル」が盛大に開催されている。また、年末の「もちつき大会」も多くの参加者で賑わっている。

この地区の 課題

- ◆ **人材の確保**
 - ・ 超高齢社会の中でコミ協やボランティアも高齢化している現状があり、このままでは地域コミュニティの崩壊という危機感を持っている。この現状をどう乗り越え、支える人材をどうやって創り出していくかが課題となっている。
 - ・ 東山の下地区を4つのブロックに編成し、ブロックごとに会議を開催。地域の問題を掘り下げていく中で、若い人材の発掘につなげたい。
(住んでいる地域の環境により問題が異なる。)
- ◆ **生活の課題**
 - ・ 高齢者の移動手段の支援が必要。
 - ・ 海岸線と並行したバス路線しかなく、縦の移動手段が区バスしかなく不便。
 - ・ 今すぐひっ迫した支援を求める声はないが、今後足の問題で困る人が必ず増えてくる。(新たな移動手段の支援が必要。)
- ◆ **民生委員・児童委員と自治会・町内会の連携**
 - ・ 要支援者等の情報の共有、及び活用方法についての検討が必要。

地域の力を総動員して、全域で見守り・生活支援活動ができる東山の下にしよう！

① コミ協と自治会・町内会単位で仕組みをつくろう

- ◆全自治会・町内会に見守りや生活支援（ゴミ出し・除雪・草刈など）の体制を充実させる。
- ◆自治会・町内会と民生委員・児童委員が問題を共有する。
- ◆各ブロック会議と地域の茶の間でそれぞれ情報発信・共有しながらコミ協と連動し、コミ協のミニ版のような活動を展開できるようにする。
- ◆移動支援の社会実験を行い、実現可能な支援システムづくりを目指す。
- ◆「こもれび交差点」は地域交流の拠点として展開するとともに、茶の間の開設や自治会・町内会の福祉活動への指導協力など、地域の福祉活動の拠点としての役割も担うようにする。

② 子どもから大人まで顔の見える関係づくりをしよう

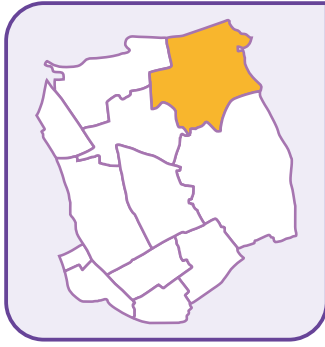
- ◆「子どもの見守り隊」による登下校時の見守り活動を継続する。
- ◆「東山の下フェスティバル」や「大運動会」「もちつき大会」など、多世代が参加し交流する機会となるイベントを継続する。
- ◆学校と連携し、地域の防災訓練に子どもたちからも参加してもらい、防災意識の高揚を図る。



敬老の日 おたのしみ会



福祉研修会



下山地区

東区の北東部、阿賀野川の河口で、新潟空港に隣接しています。下山、津島屋地域を除く大部分は、半世紀前は砂丘で松林でしたが、現在はほとんど住居地域になっています。自然環境としては、砂丘湖があるじゅんさい池公園があり、桜の名所として知られています。生活環境としては、医療施設、介護施設、商業店舗等が比較的そろっており、また、中地区運動広場、下山スポーツセンター、下山コミュニティハウス等もあり、やわ肌ネギやチューリップの産地でもあります。小・中同校区であり、比較的まとまりやすく、各コミュニティの活動も活発です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆ 下山コミュニティハウスがあり、地域住民の活動の拠点となっている。
- ◆ 地域と学校の連携体制が整っている。
 - ・ ふれあい祭りやコミュニティハウスでの事業を通し、連携、協力している。（親子の料理教室、陶芸教室、男の料理教室、お茶会等）
- ◆ 下山支会主催による「ふれあい給食会」や「歳末世代交流お楽しみ会」等、多世代交流が盛んである。
- ◆ 年に1回、自治会・民生委員児童委員協議会・下山支会で、合同連絡会議を開催し、情報を共有している。
- ◆ 地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が13カ所で開催されている。
- ◆ 常設型の地域の茶の間「あいあい」が開催されている。
- ◆ 支え合いの会「ヘルプ下山」による助け合い活動が行われている。
- ◆ 地域で子育てを支援する「子育てサロン」があり、子育てしやすい環境である。
- ◆ 子どもの登校時に、交通安全推進委員による交通指導、民生委員・児童委員による、あいさつ運動を行っている。
- ◆ コミュニティ協議会で青色防犯パトロールが立ち上がり、令和元年から活動している。

東区初！

この地区の 課題

- ◆ **支え合いのしくみづくり会議のとりくみ**
 - ・ 推進委員会による具体的な活動方針の策定と、地域全体で行動に移す取り組み。
- ◆ **情報の共有について**
 - ・ 見守りや災害時の対応に向けた情報共有のしくみづくり。
- ◆ **地域の茶の間について**
 - ・ 内容がマンネリ化し、参加者が固定化している。
 - ・ 多くの人が集まるような工夫が必要。

地域住民が健康で住みやすく、 あいさつが活発なまちに！

① 自治会・町内会と民生委員・児童委員との連携を深めよう

- ◆自治会・民生委員児童委員協議会・下山支会合同連絡会議を継続開催する。
- ◆地域の見守りや支え合いのしくみづくりについて、情報共有の方法も含め、検討し行動に移す。

② 顔の見える関係づくりを目指そう

- ◆地域でのあいさつ、声かけを積極的に行う。
- ◆ふれあい給食会や世代間交流事業などを通して、地域で顔の見える関係づくりを広める。

③ 地域の茶の間の開催、活用の見直しをしよう

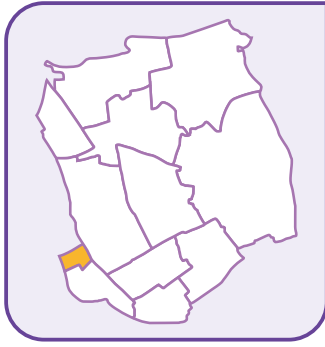
- ◆地域の茶の間に介護予防の健康体操や様々な出前講座を取り入れる等、マンネリ化を防ぎ、誰でも集えるような工夫をする。



青色防犯パトロール



子ども料理教室



紫竹中央地区

東区の最も西側に位置し、隣接する中央区とは小路を境界としています。三方を国道7号線（新潟バイパス・栗の木バイパス）と新幹線・在来線に囲まれた住宅地で、名所旧跡や公共施設等はありませんが、比較的中心部に近く、新潟駅までは徒歩圏内です。

『地区の現状』……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆身近なところに気軽に集まれる場所として、紫竹集会所と実家の茶の間紫竹がある。
- ◆世代間交流事業のもちつき大会は、年齢問わず盛り上がる。高齢者が若い人を指導する場面があり、世代間の交流や継承の場となっている。
- ◆セーフティスタッフによる通学路の見守り活動を継続している。
- ◆「火の用心」活動で地域の防災・見守りをしている。
- ◆近隣にスーパーや医院があり、生活しやすい地域である。
- ◆自治会長と民生委員・児童委員との交流ができつつある。
- ◆第2・4日曜にラジオ体操で健康づくりをしている。会場の駐車場は、地元企業との連携により、災害時の一時避難場所としても活用させてもらっている。

この地区の 課題

- ◆子どもたちの安全を見守る地域の取り組み
 - ・子どもたちの安全の見守り活動に参加してくれる人が少ない。
 - ・江南小・沼垂小以外の学校に通っている子の把握が難しい。親同士のつながりも希薄になっているのではないかな。
- ◆集合住宅に新しく引っ越してきた人との交流の機会が少ない
- ◆認知症や引きこもりの人の実態がつかめない
 - ・認知症の人は家族が隠してしまうことがある。
 - ・引きこもりの実態がわからず、地域としてどう関わってよいかわからない。
- ◆地域のつながりが希薄になってきている
 - ・隣近所で顔が分からない人がいる。
 - ・あいさつができない人が増えた。子どものほうがあいさつしてくれる。
 - ・公園がない。

住んでいる人みんなが 「幸せだなあ」と感じられるまちに！

① 地域ぐるみで子どもの安全を見守っていこう

- ◆おじいちゃん、おばあちゃん、ボランティアのパワーを活用する。
- ◆見守り活動を継続し、参加者を増やしていく。
- ◆江南小・沼垂小と密接に連絡を取りあう。

沼垂小学校の地域教育
コーディネーターと連
携を図っていきたい。

② 災害時の助け合いの基盤をつくろう

- ◆災害時の助け合いに備えて必要な範囲で個人情報共有できるよう、自治会ごとに住民の理解を得られるよう取り組んでいく。

③ 顔の見える関係づくりを進めていこう

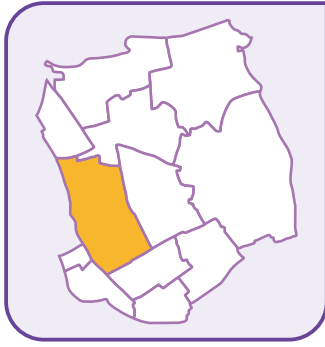
- ◆あいさつのできる町内にする。
- ◆子どもたちのほうがあいさつができているので、大人も積極的になるよう呼びかける。
- ◆三世代が集える場所づくりや交流事業を行う。



もちつき大会



歳末火の用心



木戸地区

東区の西側に位置し、平地で豊かな自然に囲まれた閑静な地域です。住宅の周辺には、のどかな田園風景が広がっており、稲作や草花の栽培が盛んで、小学校でも田植えや稲刈りの体験授業が行われています。地域内には木戸コミュニティセンターがあり、地域活動の拠点として活用されています。

『地区の現状』……………この地区はこんなまち

この地区の良いところ

- ◆木戸コミュニティセンターにて、ダンスやカラオケ、書道、編み物、料理教室等、多種多様なサークル活動が行われている。
- ◆地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が7カ所で開催されている。
- ◆学校やスーパーも近く、安全で暮らしやすい地域。
- ◆コミュニティ協議会が「木戸ひまわりクラブ」を運営している。
- ◆一人暮らしの高齢者や福祉施設の支援活動を行っている地域のボランティア団体「木戸きずな会」がある。
- ◆災害時、地域の福祉施設が独居高齢者の一時避難所として受け入れる体制がある。
- ◆支え合いのしくみづくり会議の取り組みにより、地域で利用できる配食や送迎などのサービスや高齢者の相談先等の情報を満載した「木戸の支え合いガイドブック」を作製し、全戸配布した。
- ◆ボウリングやプールでのウォーキング、体を元気に整える「だんだんダンス」など、楽しみながら仲間づくりや健康づくりができる取り組みが始まった。
- ◆木戸こども食堂がオープンした。

健康寿命の延伸

この地区の課題

- ◆来るべき超高齢社会と支える人・担い手の減少
 - ・現役世代のスタッフがなかなか見つからない。
 - ・自分たちの後継者がいるか不安。
 - ・食べ物を買に行けない、ゴミ捨てに行けない高齢者は、この先どんどん増える。
- ◆個人情報の壁・地域住民の情報が得られない
 - ・防災訓練の参加者数は維持しているので、訓練内容のさらなる充実が求められている。
 - ・安心・安全な地域を維持してゆく為には、隣り近所との普段の気軽な話し合いのできる雰囲気づくりが必要。
 - ・自治会長と民生委員の更なる連携が必要。
- ◆コミュニティセンターの利用回数が減っている
 - ・現代の高齢者が気軽に利用できる、やさしい造りにしてほしい。

施設のユニバーサルデザイン化が必要！

安心して暮らし続けることのできる便利で 楽しいまちに！

① 健康寿命の延伸～体が資本、体力を落とさない！

- ◆「だんだんダンス」は開催場所を固定せず、様々な地域で回し展開する。
- ◆プールウォーキング、ボウリングの事業を拡充し、参加者を増やす。
- ◆体を使い、言葉を使い、頭を使うことで健康維持。仲間づくり、生きがいづくりも。

プールもボウリングも
仲間づくりのきっかけ！

② 地域を支える担い手を育てよう～楽しくなければ集まらない！

- ◆活動は楽しくあるべき。楽しいからこそスタッフも集まる！
- ◆プールやボウリングはスタッフ3名。情報を発信し仲間を増やす。
～たまにはスタッフのガス抜きも必要！～
- ◆現役世代ボランティアの確保～ボランティア休暇制度、体制づくりが必要。

③ 地域のつながりづくりを進める！

- ◆あいさつは、待つより自分がするが勝ち！～まずはあいさつから始めよう。
- ◆地域の行事に参加して顔の見える関係・仲間づくりをしよう。
- ◆自治会・町内会と民生委員・児童委員の情報交換会を開催する。

コミ協活動も民生委員
さんの力は不可欠！

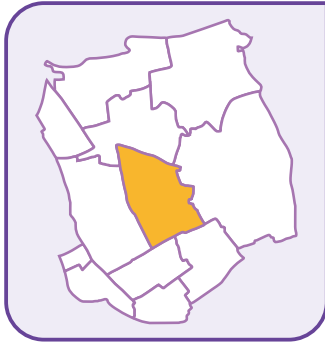
- ◆地域の施設や企業との連携・協働により安心して暮らせるまちづくりを進めよう。



防災訓練



歳末・もちつき大会



牡丹山地区

東区の中央に位置し、区役所や病院など生活基盤が充実しています。また、道路や雨水対策が整備され、利便性も増しています。昔からの地域と新しく宅地開発された地域が混在しており、活気に満ちたまちです。地域活動の拠点としてはなみずきコミュニティハウス、健康づくりの拠点として東総合スポーツセンターがあります。スポーツセンターの隣に寺山公園と子育て交流施設「い～てらす」が整備され、憩いの場、交流の場として多くの利用者で賑わっています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆ 三世代交流、神社みこし祭り、子ども祭り納涼会などを開催している。
- ◆ 地域の茶の間が6カ所、子育てサロンが1カ所ある。
- ◆ ボランティア団体「ぼたんの会」がある。
- ◆ 支え合いのしくみづくり会議の取り組みにより、高齢者等支援組織「思いやり応援隊」と誰もが安心して自由に過ごせる居場所「みんなの茶の間」が立ち上がった。
- ◆ 寺山公園、及び子育て交流施設「い～てらす」が整備され「こいこいフェスタ」等のイベントもあり、年間を通し多くの来場者で賑わっている。
- ◆ 地域住民と社会福祉法人亀田郷芦沼会で結成した「おたがいさまのまちづくり実行委員会」との協働により「認知症 SOS 搜索模擬訓練」を実施するなど協力体制ができた。
- ◆ 災害時等の一時避難場所として、地域の福祉施設が受け入れに協力している。
- ◆ 放課後児童クラブが3カ所ある。

この地区の 課題

- ◆ **見守り、支援の体制**
 - ・ 地域の茶の間やイベント等に参加できない人、しない人とどう関わるか。
 - ・ アパート等に転入してくる世帯の情報が得られない。
 - ・ 地域とのつながりがない、コミュニケーションを取りにくい世帯への対応。
 - ・ 自主防災組織のない自治会・町内会の要支援者の避難体制。



認知症 SOS 搜索模擬訓練

みんながいきいきと生活しているまち

① 安心して暮らせるまちづくりをしよう

- ◆「思いやり応援隊」の支援活動を通して、地域で顔の見える関係づくりを進める。
 - ・「思いやり応援隊」の支援者を地域全体に広め、隣り近所で支援活動を行えるようにすることで、より地域のつながりを深め、日頃の見守りにもつなげる。
- ◆地区内の社会福祉法人亀田郷芦沼会や「おたがいさまのまちづくり実行委員会」との連携・協働により安心して暮らせるまちづくりを進める。
- ◆児童・生徒の見守り活動を進める。

② 地域の茶の間・居場所を活用しよう

- ◆誰もが気軽に集まれる「みんなの茶の間」を活用し、健康づくり教室や健康体操を開催し、介護予防に向けた取り組みを行うとともに地域の交流の機会を増やす。
- ◆寺山公園、及び子育て交流施設「い～てらす」を活用し、地域と連携した行事等の開催を通して子育て世代の交流や、地域の世代間交流を推進する。

③ 地域で情報を共有しよう

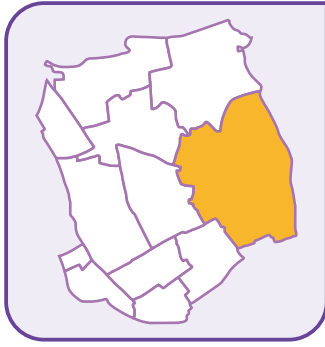
- ◆支援が必要な人の情報の把握に努める。
- ◆子育て世代のニーズを把握することで、子育てに優しい地域を目指す。
- ◆民生委員・児童委員と自治会との交流会・勉強会を開催する。
- ◆自治会単位の自主防災・見守りの組織づくりを進める。
- ◆防災に関する啓蒙活動、情報伝達のしくみをつくる。



思いやり応援隊・除草作業



みんなの茶の間



大形地区

東は阿賀野川、南は日本海東北自動車道に挟まれた地区で、その歴史は古く、北西に広がる広大な土地に沿って農地と工場・住宅地が混在しています。地区の中核には広く市街地が形成されています。かつての大形村の中心地が現在の大形本町周辺です。

また、1970年代から宅地開発が進み近代化され、現在の松崎ニュータウン界隈はその土地開発の象徴とも言えます。田園型学園都市とも呼ばれ、県立大学から、県立北高校・中学校・小学校・県立東新潟特別支援学校・市立東特別支援学校があり、教育環境には非常に恵まれたところです。また、東部地域には新潟西港～新潟東港を結ぶ動脈、ござれや阿賀橋があり、国道7号新新バイパス、日本海東北自動車道インターチェンジ、JR大形駅等、交通の利便性が非常に良い地域です。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆大形まちづくりセンターにて、健康体操やヨガ、絵手紙、ちぎり絵、書道、大正琴、コーラス、卓球など、様々なサークル活動が行われており利用頻度も増えている。
- ◆地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が10カ所で開催されている。
- ◆コミュニティ協議会と新潟県立大学とのつながりがある。
- ◆ボランティアグループ「じゃがいもの会」が平成24年度に発足し、活動を続けている。
- ◆幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校といった教育機関が整っている。
- ◆特別支援学校で「じゃがいもの会」や民生委員がボランティア活動を行っている。
- ◆各団体との協働により「障がい者ふれあいウオークラリー」を毎年開催している。
- ◆自治会でもコミ協でも防災訓練を行っている。

この地区の 課題

- ◆地域のつながりづくりと、さらなる活性化にむけて
 - ・地域の茶の間を拡充する。
 - ・まちづくりセンターで活動している各サークルと地域活動のつながりがない。
 - ・コミ協全体のお祭りのようなイベントがあると良い。
- ◆「支えあいのしくみづくり」の具体的な活動方針の策定
 - ・地域全体として、どのように取り組みを展開していくか。
 - ・説明会を開催してくれない自治会もある。
- ◆子どもの遊び場について
 - ・公民館を開放してほしいという声がある。
 - ・スケートボード等、安心して公式に遊べる場所があると良い。
- ◆避難所の問題
 - ・県立大学や特別支援学校を一時避難所として活用できないか。

誰もが安心して住むことができ、 多世代交流の活発なまちに！

① 地域のつながり、顔の見える関係づくりを推進する

- ◆「地域の茶の間」で多世代交流を実施するなど、地域ぐるみのつながりを深める。
- ◆学校や地域の行事を通じたつながりを大切にする。
- ◆まちづくりセンターを拠点に活動している各種サークルから「地域の茶の間」に出向いてもらうなど、地域とのつながりづくりを推進する。
- ◆コミ協と民生委員・児童委員協議会との懇談会を継続する。
- ◆県立大との協働により、子どもから大人まで参加できる大形地区全体のイベントを開催したい。

② 安心安全なまちづくりを進める

- ◆あいさつ運動の継続と、地域住民への理解を深める。
- ◆公民館や公園の一角を開放して、子どもが安心して遊べる場所を確保する。
- ◆災害時に学校や施設等を避難所として活用できるよう検討を進める。

③ 支えあいのしくみづくりを推進する

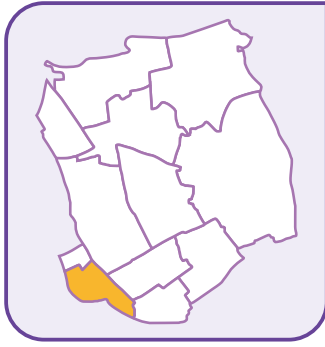
- ◆自治会単位の説明会を継続し、理解を深める。
- ◆公民館の有効活用などで、誰もが集える「地域の茶の間」を拡充する。
- ◆「地域の茶の間」を基に支え合い・助け合いのしくみづくりを進める。



地域清掃活動 R7線



大形小学校と住民の合同避難訓練



江南地区

JR信越線と栗の木川に囲まれ、新潟バイパスと大石排水路が横断した位置にあり、中心はかつて田んぼだった場所が区画整理事業により住宅地となり発展しています。地域には石山地区センターがあり、地域活動の拠点として活用されているほか、石山中学校と江南小学校があります。また、30数年前に市園芸センターが開設されましたが、現在は石山南まちづくりセンターとなっています。また越後石山駅周辺整備事業が進められています。

『地区の現状』……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆江南、東明は、地域として約40年と歴史が浅いため、神社やお寺がなく伝統的なお祭りなどはないが、「東明ふるさと祭り」など、各自治会・町内会が特色ある「夏祭り」等を開催し、毎年多くの人で賑わっている。
- ◆地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が3カ所で開催されている。
- ◆健康増進を目的に「ラジオ体操の会」を2カ所でほぼ毎日行っている。また、まちづくりセンターを中心に「石山健康歩こう会」が行われている。
- ◆コミ協で「紙ヒコーキ選手権」や「人形劇」等の世代交流事業を開催している。
- ◆コミ協を中心に「子ども見守り隊」を立ち上げ、登下校時の見守り活動を行っている。
- ◆コミ協の福祉厚生部会は「支え合い運営委員会」を設置し、事業内容の詳細の検討を行っている。また情報発信も同時に行っている。
- ◆自治会の自主防災組織率100%、江南小学校と石山中学校の避難所ごとに合同防災訓練を実施している。

この地区の 課題

- ◆担い手の発掘
 - ・豊富な社会的キャリアを持っている人をいかに引き出したらいいか。
 - ・ハードルを低くし、楽しくなければ人は集まらない。
 - ・若い世代にどう地域に目を向けさせるか。
- ◆地域の関係づくり
 - ・学校区が入り組んでおり、校区ごとの行事等があり一体感がやや薄い。
 - ・アパートが多い地域では、行事やイベント情報等の周知方法を工夫する必要がある。
 - ・子どもから大人まで、地域全体で取り組める何かがあるとよい。
- ◆ネットワークづくり
 - ・自治会・町内会と民生委員・児童委員の連携が十分ではない。
 - ・要支援者に対する情報共有、支援体制について検討する必要がある。

安全で住みやすく、安心な暮らしのできる まちづくりを！

① 後継者と若い人を育成しよう

- ◆世代交流事業等を通して、担い手を発掘・育成する。
- ◆得意分野を生かせる部分を担ってもらうなど、参加しやすい工夫をする。
- ◆若い世代との情報交換会を実施するなど、地域のことを知ってもらう機会をつくる。

② 地域住民の関係づくりを強めよう

- ◆「紙ヒコーキ選手権」や「人形劇」等の事業を継続・拡充し、子どもから大人まで顔の見える関係づくりを深める。
- ◆メインストリートの銀杏並木を地区のシンボルと位置づけ、景観整備等を地域全体で取り組み、地域住民の関係づくりと一体感の醸成を図る。
- ◆運動習慣推進キャンペーンを展開する。
- ◆「あなたも一緒にやりませんか？」の意識啓発ポスターを掲示する。

③ 支援のためのネットワークづくりをしよう

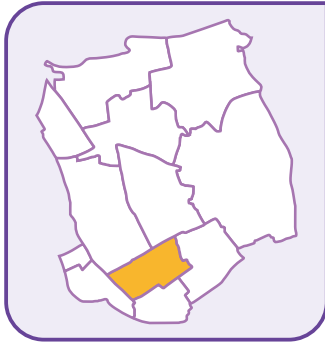
- ◆自治会と民生委員・児童委員協議会の情報交換会を開催する。
- ◆地域の困りごと等の情報を共有し、連携して取り組む。
- ◆要支援者の避難体制や手段について地域ごとで検討する。
- ◆避難所運営に関するコミ協と自治会・町内会の連携体制を充実させる。
- ◆日中の災害に中学生の力を活かせるよう検討する。



合同防災訓練（炊き出し）



子ども見守り活動



中野山地区

東区の南東側に位置し、平地で閑静な住宅地域として安定した雰囲気
に包まれています。特に新潟地震後、市営住宅も含め住宅地として発
展し、かつての田園風景の面影はなくなり、交通網の整備も進みまし
た。JR白新線と信越本線のエリア内にあり、東新潟駅・越後石山駅
の利用者の多くが居住しています。地域内にはシルバーピア石山があ
り、地域活動の拠点として活用されています。また、子どもと子育て
世代の多い地区から、高齢者が多い地区へ移行しつつあることから、
これまでの対策とともに高齢者対策にも力を注ぐ必要があります。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆地域のいろいろな活動により、防災、防火、防犯、交通安全などのムードが高まっている。
- ◆自治会の自主防災組織率100%！コミ協で合同防災訓練を行っている。
- ◆中野山小学校区パトロール隊による登下校時（日中も！）の見守りを行っている。
- ◆中野山小学校で、地域との協働により「子ども体験型安全教室」を開催している。（地域教育コーディネーターも参画）
- ◆地域安全マップづくりを毎年実施している。
- ◆地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が14カ所ある。
- ◆地域住民の健康促進事業で、介護予防教室、研修会を実施している。
- ◆高齢世帯のゴミ捨て支援や、積雪時の除雪を町内でやっているところもある。
- ◆学校・子ども・地域住民が協働で花づくり、健康ウォーク、星空観望会、クリーン作戦、世代間交流会等の活動を行っている。

この地区の 課題

- ◆地域の関係づくりの再構築
 - ・近所づきあいを大切にし、顔見知りの関係をつくる。
- ◆高齢者等の見守りと支え合いの体制づくり
 - ・65歳以上の住民と障がい者の現状把握が必要。
 - ・中には近所とつながりたくない人もいる。
 - ・班単位での情報共有・見守り・助け合いのしくみが必要。
- ◆災害時の防災力の向上
 - ・防災に対する危機管理意識が低い。
 - ・災害の種類に応じた具体的な対応策ができていない。
 - ・避難所の運営について詰める必要がある。
- ◆誰でも集える居場所づくり
 - ・子どもから高齢者、障がいのある人、誰もが集まれる場所づくりをする。
 - ・地域の茶の間は自治会が運営しており、参加者が自治会の人に限定されているケースもある。
 - ・各町内に1カ所ずつあると良いが、自治会によっては場所がないところがある。

安心して暮らしつつげたい美しいまち

① 顔の見える関係づくりを推進する

- ◆石山中学校区全体のあいさつ運動を展開する。
- ◆近所づきあいを大切にする。(地域家族)
- ◆誘いあって、自治会・コミ協事業等に参加する。
- ◆子どもと大人が交流できる協働事業を実施する。

② 非常時にも対応できる仕組みづくりを推進する

- ◆コミ協の自主防災組織を充実させる。
 - ・コミ協から自治会へ、自治会から各世帯への情報伝達の仕組みをつくる。
- ◆コミ協・自治会と民生委員・児童委員協議会の組織間の連携を強化する。
- ◆要支援者の支援体制をつくっておく。
 - ・班単位での情報の共有と更新。

③ 気軽に誰もが集える居場所づくりを推進する

- ◆地域の茶の間事業を拡充する。
- ◆地域の茶の間は、自治会に関わらず誰でも参加できるようにする。
- ◆コミ協で各茶の間の情報を収集・整理し、総合案内できるようにする。
- ◆空き家を活用するなど、自治会ごとに集まる場所を確保する。
- ◆声をかけあって集まることを目指す。

④ 美しい環境づくりを推進する

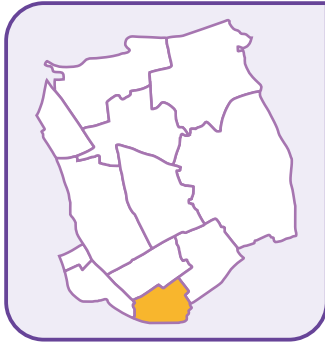
- ◆公共施設や道路の植え込みに花や緑を植え、緑化活動を推進する。
- ◆クリーン活動を通して、地域の環境美化に努める。



いきいきひろば



あいさつ運動



南中野山地区

東区の南に位置し、水田地帯を宅地開発して生まれた比較的新しい住宅地と、石山、栗山など古くからの住宅で形成された地域で、本所排水路を境に豊かな田園風景が望めます。地域内の住宅地と商業地には、スーパー、ドラッグストア、銀行も3行あります。また、郵便局も中心にあり、買い物等、生活環境の利便性の良い町です。新潟駅に直結する越後石山駅もあります。古くからの神社が多く、夏祭りも盛んな所です。

『地区の現状』この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

- ◆住民同士の助け合いグループ「ヘルプ南中野山」が立ち上がった。
- ◆まちづくりセンターを拠点に、健康体操や健康ウォークなど様々な活動が行われている。
- ◆地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が4カ所あり、1カ所は子どもも含めた多世代交流を行い、2カ所は介護施設内で実施し、地域と施設の交流にもなっている。
- ◆小地域で茶話会などの集まりがあり、情報交換をしている。
- ◆ごみカレンダーに毎月の行事予定を記載して、参加を呼び掛けている。
- ◆情報共有ができるように、自治会に民生委員が役員として参加している。
- ◆コミ協と民生委員・児童委員との情報交換会を開催している。
- ◆自治会の自主防災組織率100%！コミ協で合同防災訓練を行っている。

この地区の 課題

- ◆居心地の良い居場所づくり
 - ・自治会館等を活用し「地域の茶の間」の拡充を図る。
 - ・子どもから高齢者、障がいのある人、誰もが集まれる場所づくりをする。
- ◆介護予防・健康寿命の延伸
 - ・まちづくりセンターや「地域の茶の間」等で、継続的な介護予防、フレイル予防事業が開催できると良い。
- ◆災害時の対応
 - ・災害時における高齢者等の避難体制、及び避難所運営に関する連携体制の整備。

ちょっとした困りごとは地域住民同士で 解決できるまちに！

① 「ヘルプ南中野山」の活動を拡充する

- ◆ ボランティアの研修でスキルアップを図り、家事支援もできるようにする。
- ◆ 通院や買い物の同行など、移動支援の体制づくりを模索する。
- ◆ 今は「ヘルプ南中野山」を通じた有償の助け合いだが、最終的には、地域が「ヘルプ南中野山」を卒業し、隣近所が自然に助け合える地域になることを目指す。

② みんなが集まり楽しめる居場所づくりをする

- ◆ 誰もが気軽に参加できる「地域の茶の間」を増やす。
- ◆ 参加者が居心地の良い雰囲気づくりに配慮する。
- ◆ 情報の周知方法を工夫し、情報が届かないことのないようにする。
- ◆ 閉じこもりがちな人が出て来られるようにメニューを工夫し、声がける。
- ◆ 健康マージャンやカラオケ、介護予防体操など、参加するきっかけづくりの工夫をする。

③ 民生委員・児童委員と自治会の情報共有と連携強化

- ◆ コミ協と民生委員・児童委員との情報交換会を継続し、協力体制を深める。
- ◆ 地域ごとの困りごとも情報共有し、連携して取り組む。

④ 防災体制を充実させる

- ◆ 要支援者の避難体制や手段について地域ごとで検討する。
- ◆ 避難所運営に関するコミ協と自治会の連携体制について検討する。

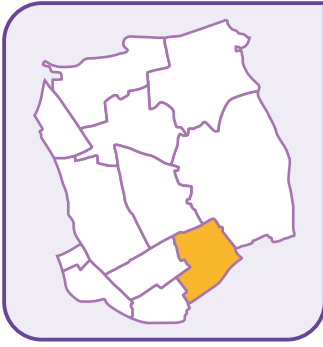


研修会



ボランティア活動・草取り

東中野山地区



区の東側、白新線沿線の東側に位置し、また東側には日本海東北道を境にして江南区となっています。平成28年3月には新潟東スマートインターが開通し、地域は商業、住宅地へと変貌してきています。また、地域内には東石山コミュニティハウスがあり、市庭球場、本所排水路両側の遊歩道、稲作用地もあることから、朝・晩には緑の風を浴びながら、散歩、ジョギング等多くの方々に利用されています。

『地区の現状』 ……………この地区はこんなまち

この地区の 良いところ

◆地域の関係づくり

- ・コミュニティ協議会の見守り隊と交通安全指導員が、児童の登下校時の交通指導とあいさつ運動を毎日行っている。
- ・地域と学校パートナーシップ事業やふれあいスクールを通して、地域の人たちがボランティアとして学校を支援している。
- ・ふれあいスクールで毎月、児童と地域の人たちとの交流がある。
- ・小学校と地域の協働により、地域の危険個所を点検する「安全マップ」を毎年作成している。
- ・地域住民が気楽に集まれる「地域の茶の間」が7カ所で開催されている。
- ・支え合いのしくみづくり会議の取り組みにより、地域の助け合い「支え合い応援隊」が立ち上がった。
- ・自治会長と民生委員・児童委員との情報交換会を年2回開催している他、自治会役員に民生委員・児童委員も加える等、協働体制が進んでいる。
- ・コミュニティ協議会の活動に多くの人に参加している。

◆災害時の対応について

- ・コミュニティ協議会と小・中学校との合同防災訓練を毎年実施している。
- ・コミュニティ協議会の自主防災組織に全自治会が加入している。

この地区の 課題

◆見守り体制について

- ・集合住宅等で住民の情報が得にくいところがある。

◆足の問題

- ・高齢者や障がいのある人たちの買い物や通院といった、日常生活における移動に関する困りごとが増えている。
- ・コミュニティ協議会でイベントを実施しても、移動手段がなく参加できないという高齢者も多い。

◆担い手の育成

- ・自治会役員や民生委員・児童委員、保護司等の担い手が見つからず困っている。

誰もが安心して住み続けられる まちを目指して！

① 誰もが地域で安心して暮らしていけるためのネットワークを充実させる

- ◆誰もが気軽に集える「地域の茶の間」を地域にひろげていく。
- ◆支え合いのしくみづくり会議の取り組みによりスタートした「支え合い応援隊」の活動を通して、地域での助け合いや顔の見える関係づくりを広げていく。
- ◆支え合いのしくみづくり会議の取り組みを通して、支援の必要な高齢者や障がいのある人たちの情報を共有し、日常的な見守り体制を構築する。
- ◆高齢者や障がいのある人たちの買い物や通院といった日常生活における移動手段、及び「地域の茶の間」やイベント等に参加するための送迎のしくみをつくる。
- ◆防災訓練をより実践的なイメージで行い、1人ひとりの意識を高める工夫をする。

② 自治会と民生委員・児童委員との連携を強化する

- ◆自治会長と民生委員・児童委員の定期的な情報交換会を継続し、支援に向けた連携体制の強化を図る。

③ 担い手の育成

- ◆自治会の行事を通して顔の見える関係性を築き、共に活動しながら役割を与え、次代の担い手として育成する。
- ◆公務員経験者、教育関係経験者へ依頼する流れをつくる。



福祉講座



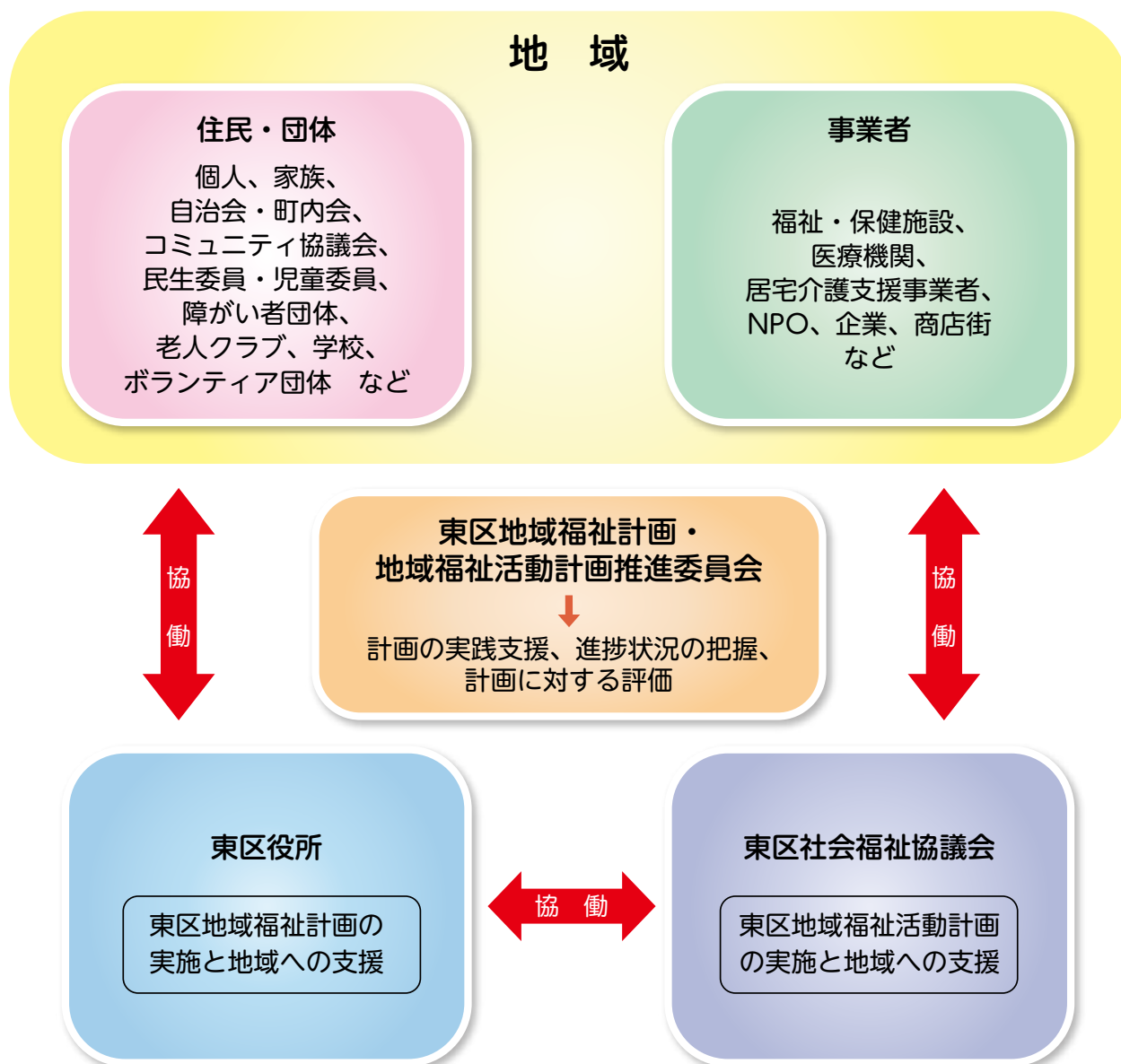
自治会長と民生委員・児童委員との情報交換会

第6章 計画の推進

本計画については、毎年度、その達成状況を点検しながら進行管理を行います。

この進行管理に当たっては、地域住民組織代表者、民生委員・児童委員代表者、社会福祉事業関係者、社会福祉に関する活動を行う者、学識経験者で構成される「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」で報告し、計画の推進に向け意見の反映を行います。

また、これら計画の進行管理に関する情報を積極的に公開し、地域の現状やニーズを把握するためのアンケートをするなど、地域住民のご意見を広く伺いながらよりよい計画の推進に努めます。



資料編

- ◆計画策定の過程
- ◆東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱
- ◆東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿
- ◆新潟市の地域福祉に関するアンケート結果（抜粋）
- ◆東区社会福祉協議会の概要

計画策定の過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和元年8月5日～ 令和元年8月20日	地域福祉に関するアンケート	新潟市全域
令和2年5月	東区地域コミュニティ協議会 会長会（書面）	○次期計画策定について
令和2年5月	第1回 推進委員会（書面）	○アンケート結果分析 ○東区の概要データ
令和2年7月7日～ 令和2年8月4日	地域福祉座談会	
令和2年9月9日	第2回 推進委員会	○素案の検討①
令和2年10月29日	東区自治協議会	○中間報告
令和2年11月17日	第3回 推進委員会	○素案の検討②
令和2年11月26日	東区自治協議会	○素案の報告
令和2年12月15日	市議会市民厚生常任委員協議会	○計画案について報告
令和2年12月21日～ 令和3年1月19日	パブリックコメント	○市民意見募集
令和3年2月5日	第4回 推進委員会	○最終案決定

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

- (1) 計画の策定及び進行管理と評価に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 推進委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) 区民
- (7) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長2名以内を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。

3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は東区役所健康福祉課及び東区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は東区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱施行後最初に委嘱された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
地域住民組織の代表者	山の下地区コミュニティ協議会 会長	細野 仁	副委員長
	桃山校区コミュニティ協議会 地域推進コーディネーター	山口加代子	
	東山の下地区コミュニティ協議会 民生福祉部会副部長	皆川シズ子	
	下山地区コミュニティ協議会 福祉部会	平岩 昭紀	
	紫竹中央コミュニティ協議会 自治会副会長	細野 弘康	
	新潟市木戸地域コミュニティ協議会 副理事長	大野 誠一	
	牡丹山小学校区コミュニティ協議会 副会長	品田 伸男	
	大形地区コミュニティ協議会 福祉部会部長	森本 洋子	
	江南小学校区コミュニティ協議会 顧問	新保 正樹	
	中野山小学校区コミュニティ協議会 会計	小林 義明	
	南中野山小学校区コミュニティ協議会 副会長	勝村 久男	
東中野山小学校区コミュニティ協議会 会計部長	真野 祐一		
民生委員・児童委員の 代表者	新潟市民生委員児童委員協議会連合会	渡辺 順子	
社会福祉事業関係者	地域包括支援センター藤見・下山 所長	金子 直子	
社会福祉に関する 活動を行う者	東区老人クラブ連合会 会長	西方 四郎	
	東区自治協議会第2部会 (福祉・教育・文化部門) 委員	山田久美子	
	新潟市東区身体障がい者福祉協会 会長	青木千代子	
学識経験者	新潟県立大学人間生活学部 教授	小池 由佳	委員長
区民	公募委員	清野みよ子	

新潟市の地域福祉に関するアンケート結果（抜粋）

地域における市民の福祉面の実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、地域福祉計画策定の貴重な資料を得ることを目的にアンケートを実施しました。

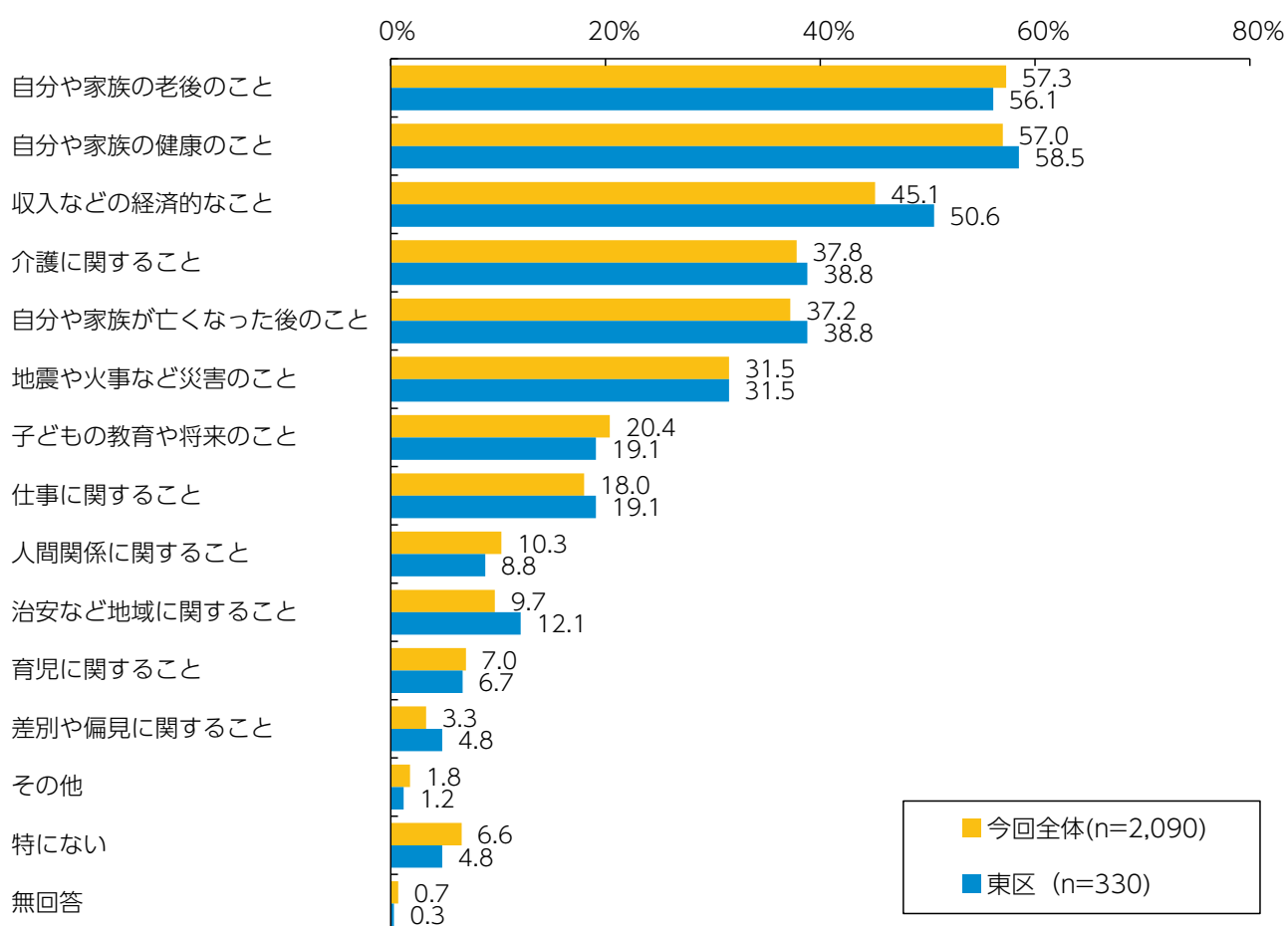
- ・実施期間 令和元年8月5日～8月20日
- ・対象者 4,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
- ・有効回答数 2,090人 回答率 52.2% うち東区 330人 15.8%

問 あなたは、日頃の生活の中で悩みや不安を感じることはありますか。
(〇はいくつでも)

6割弱が自分や家族の「老後のこと」や「健康のこと」への悩みや不安を抱えている

【全体結果】

「自分や家族の老後のこと」の割合が最も高く、「自分や家族の健康のこと」が続く。それぞれ6割弱の人があげている。次いで「収入などの経済的なこと」を5割弱の人があげている。東区もほぼ同様の結果であり、経済面に対する不安も大きい。

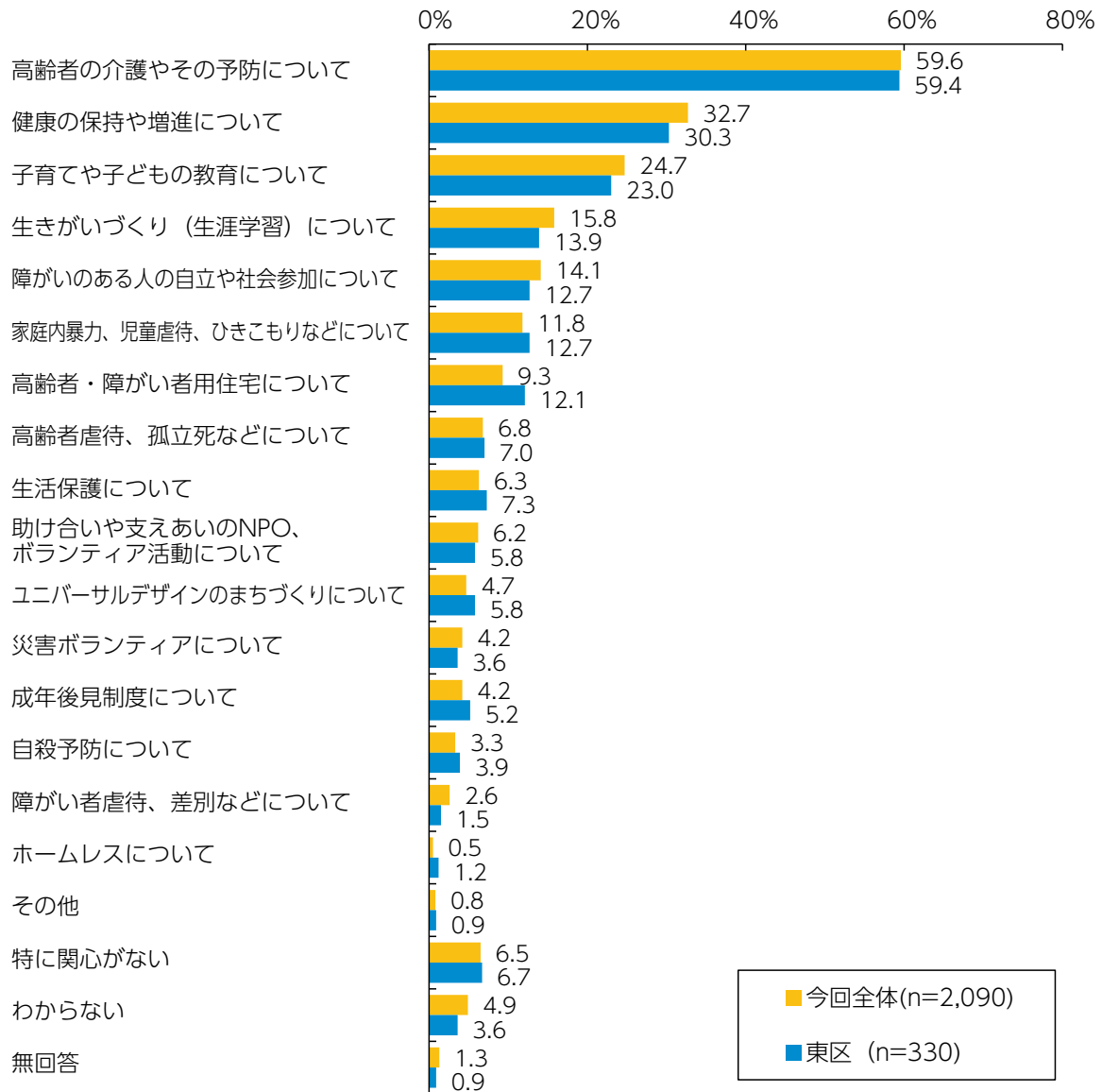


問 福祉について関心を持っていることは、次のどれですか（○は3つまで）

6割が「高齢者の介護やその予防」に関心を持っている

【全体結果】

「高齢者の介護やその予防について」の割合が約6割と最も高く、次いで「健康の保持や増進について」の割合が3割強と高く、この二つは特に関心が高い。

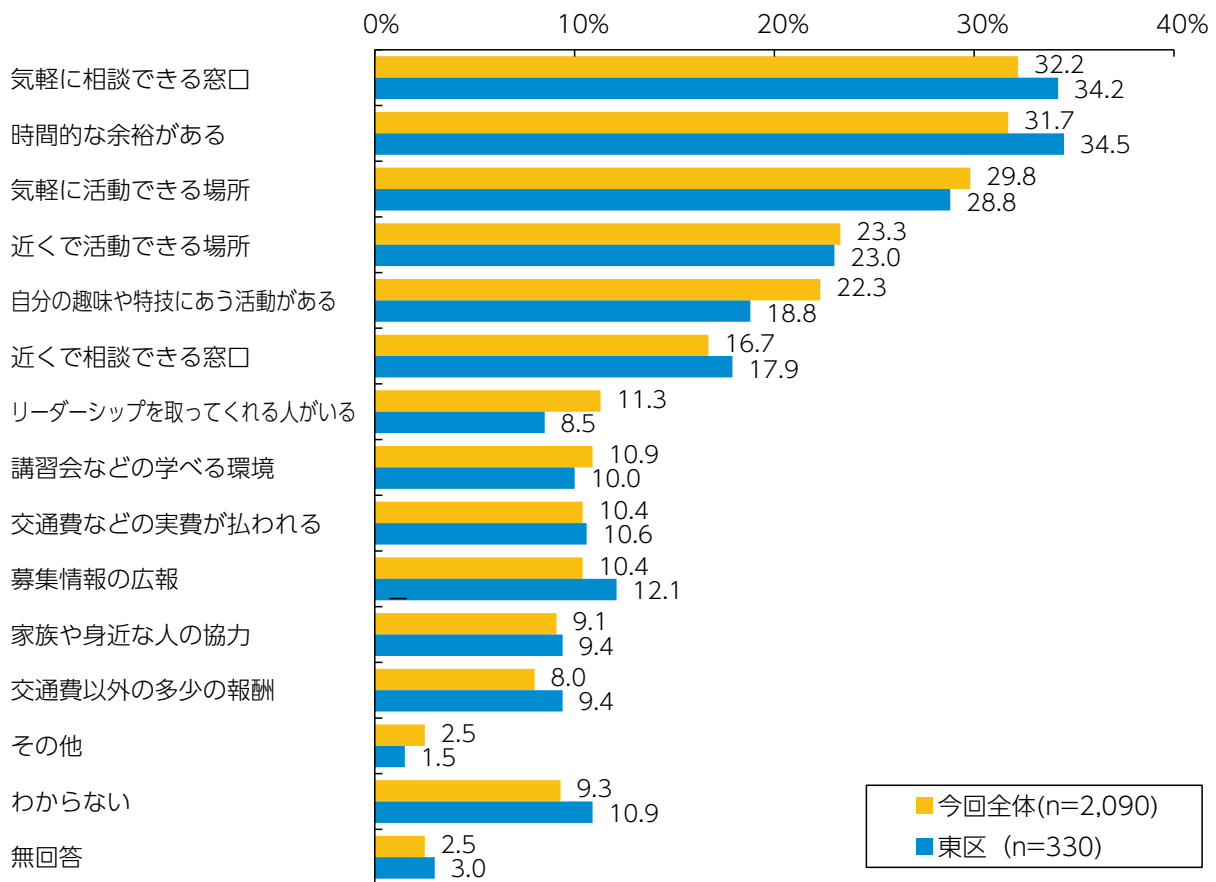


問 あなたは、ボランティアや保健・福祉に関する地域活動に積極的に参加するために何が必要だと考えますか。(○は3つまで)

約3割が、地域活動に積極的に参加するために「気軽に相談できる窓口」「時間的な余裕」「気軽に活動できる場所」が必要だと考えている

【全体結果】

「気軽に相談できる窓口」と「時間的な余裕がある」の割合が3割強で最も高く、「気軽に活動できる場所」が続く。

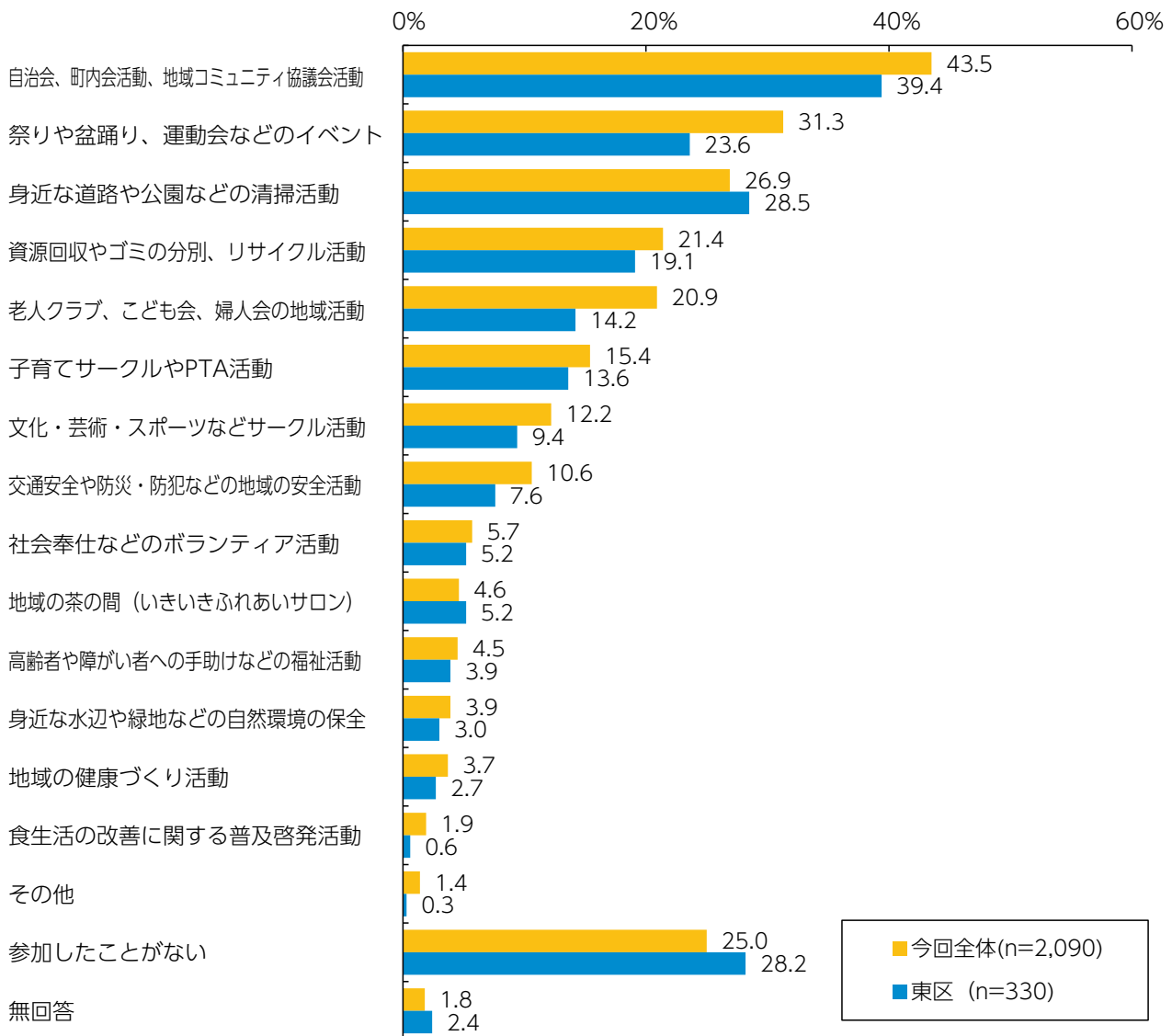


問 あなたは、地域で行われている以下の活動に参加している、または参加したことがありますか。参加している・参加したことがある活動に○をつけてください。(○はいくつでも)

4割強が「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」に参加している・参加したことがある

【全体結果】

「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」の割合が4割強と最も高い。以下、「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」「身近な道路や公園などの清掃活動」が続く。一方で、「参加したことがない」の割合が3割弱である。



問 あなたは、地域で行われている以下の活動について機会があれば参加したいですか。それぞれの項目ごとに番号を1つ選んで、その番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

最も積極的に参加したいのは「文化・芸術・スポーツなどサークル活動」

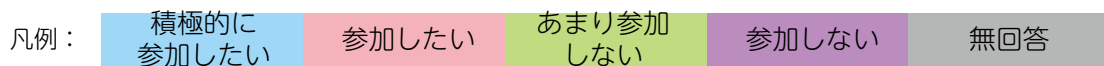
【全体結果】

「積極的に参加したい」の割合が最も高いのは、「⑤ 文化・芸術・スポーツなどサークル活動」である。

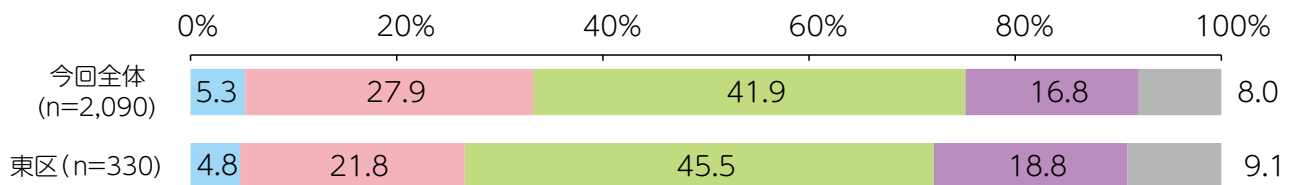
「積極的に参加したい」「参加したい」の割合の合計も、「⑤ 文化・芸術・スポーツなどサークル活動」が約4割と最も高い。以降、「④ 身近な道路や公園などの清掃活動」「⑦ 資源回収やゴミの分別、リサイクル活動」が続く。

「積極的に参加したい」「参加したい」の割合の合計が「あまり参加したくない」「参加したくない」の割合の合計より高い活動はなかった。

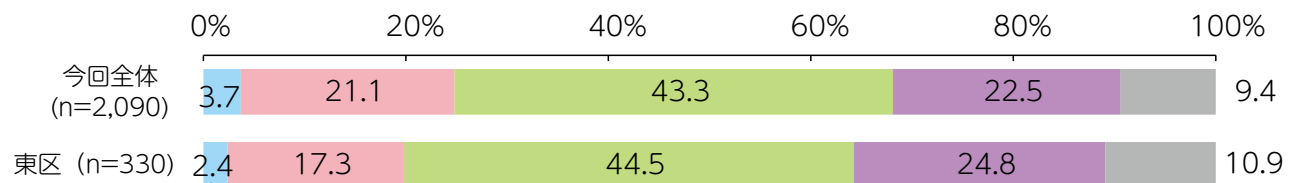
「社会奉仕などのボランティア活動」や「高齢者や障がい者への手助けなどの福祉活動」に3割弱の割合で参加意識があることを示しており、注目する点である。



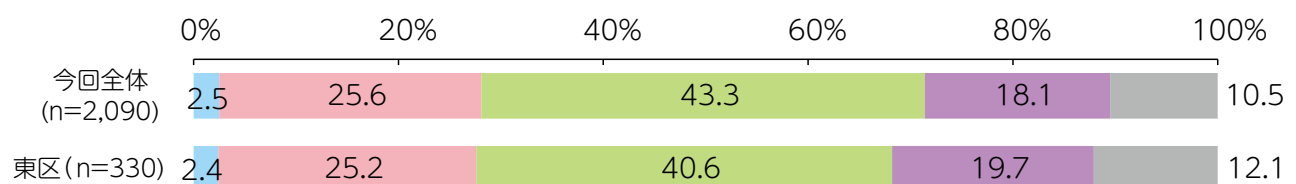
① 自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動



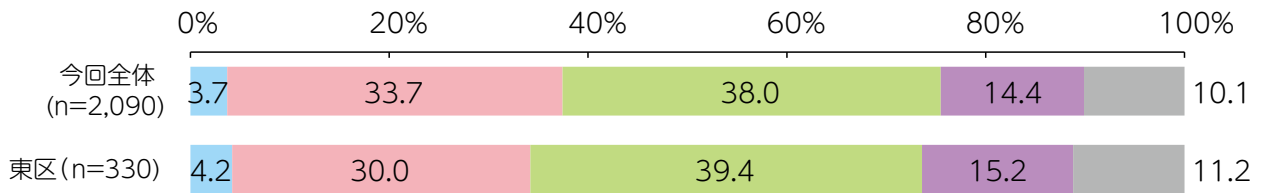
② 老人クラブ、こども会、婦人会の地域活動



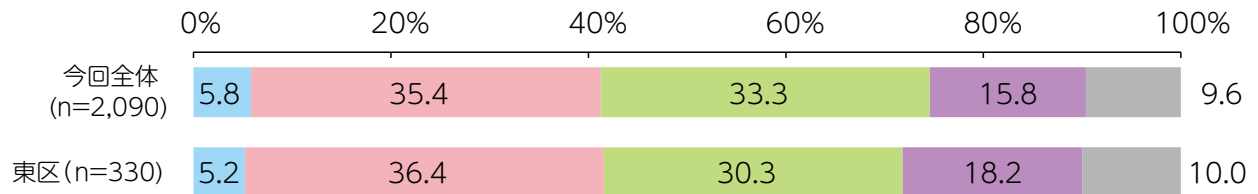
③ 高齢者や障がい者への手助けなどの福祉活動



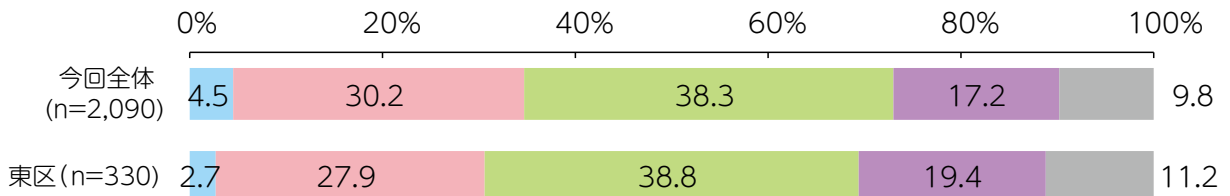
④ 身近な道路や公園などの清掃活動



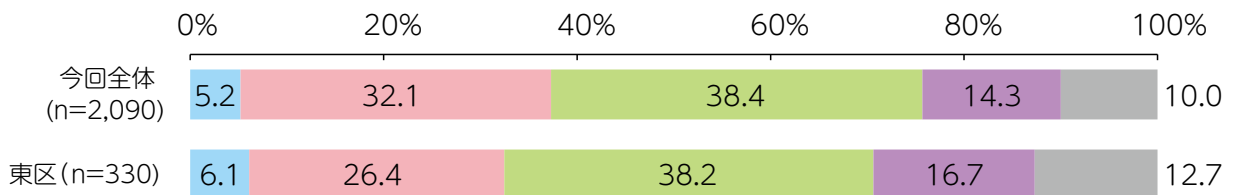
⑤ 文化・芸術・スポーツなどサークル活動



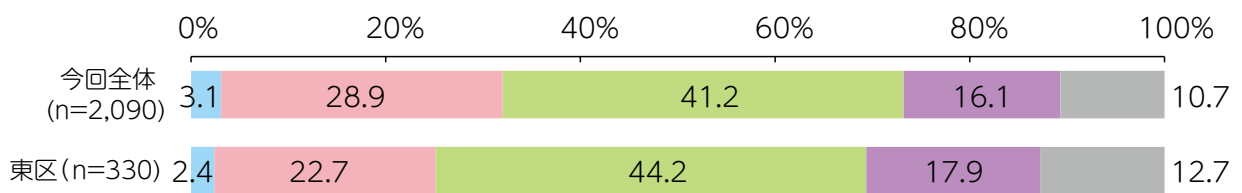
⑥ 祭りや盆踊り、運動会などのイベント



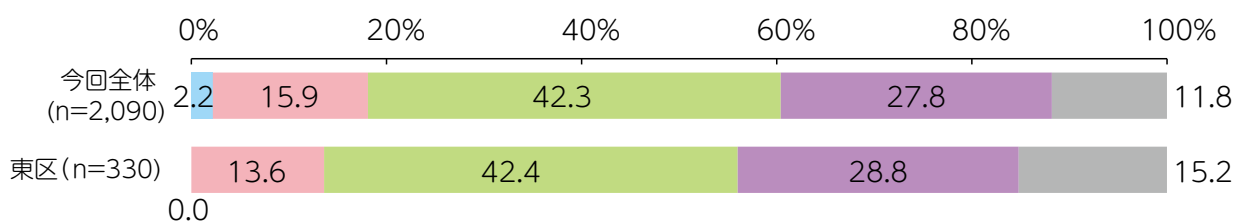
⑦ 資源回収やゴミの分別、リサイクル活動



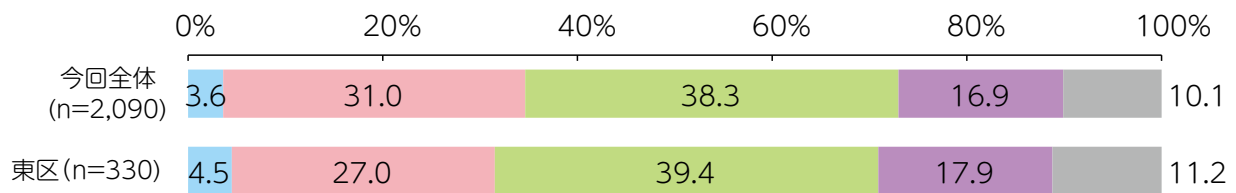
⑧ 身近な水辺や緑地などの自然環境の保全



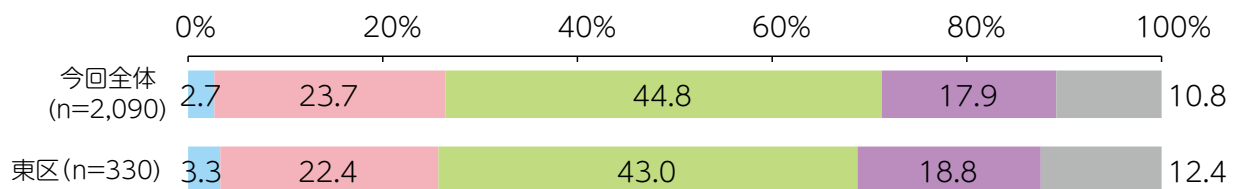
⑨ 子育てサークルやPTA活動



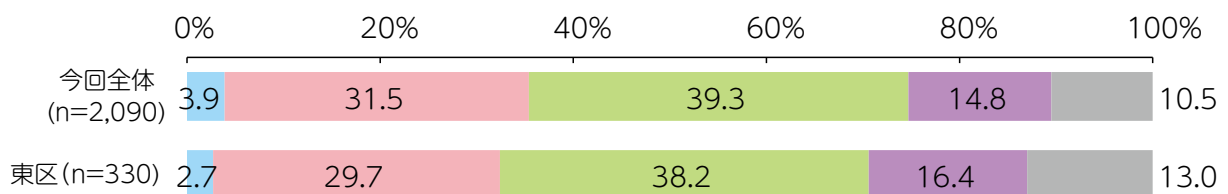
⑩ 地域で健康づくり事業の実施・協力



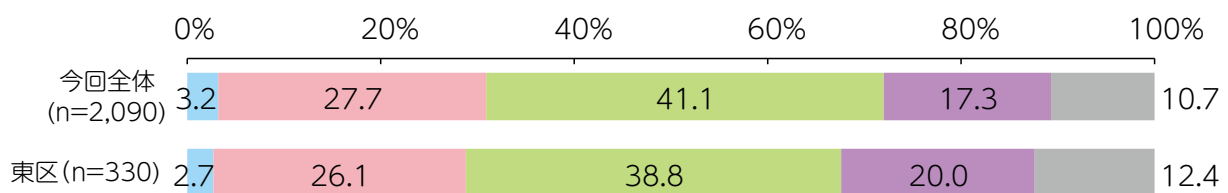
⑪ 食生活の改善に関する普及啓発活動



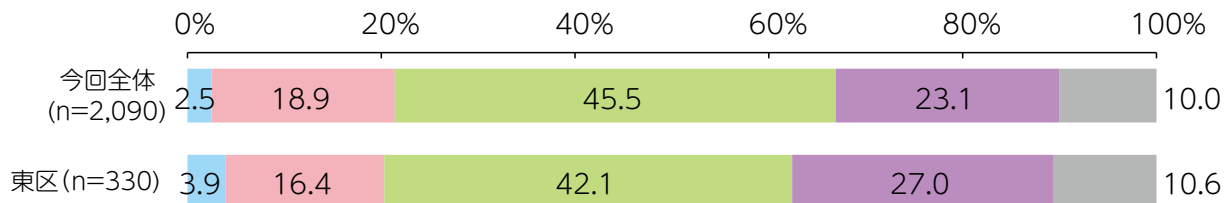
⑫ 交通安全や防災・防犯などの地域の安全活動



⑬ 社会奉仕などのボランティア活動



⑭ 地域の茶の間（いきいきふれあいサロン）

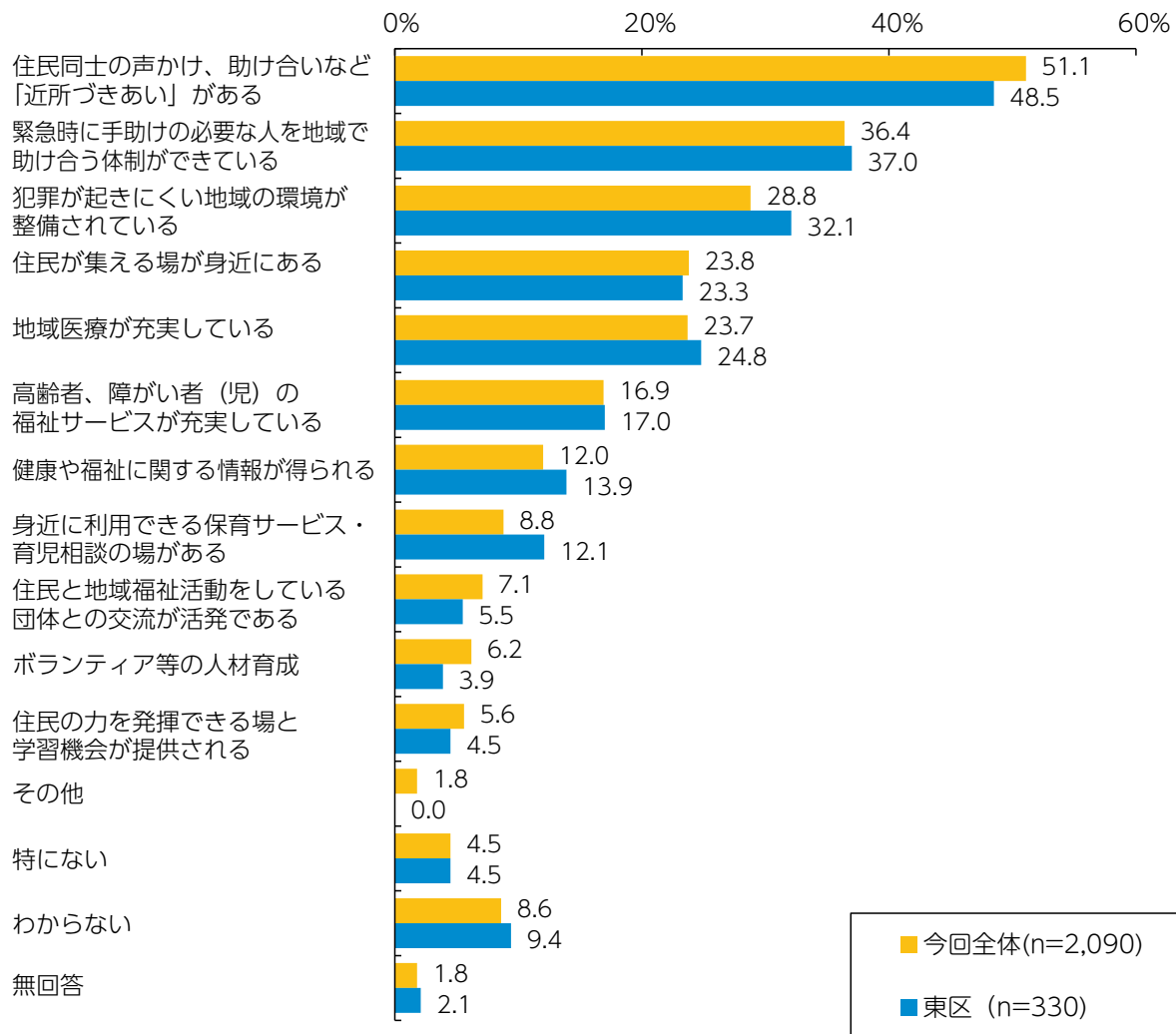


問 あなたの住む地域を、より住みやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

住みよい地域にするためには、約5割の人が「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」が必要と思っている

【全体結果】

「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」の割合が5割強と最も高い。「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」の割合が3割台で続く。

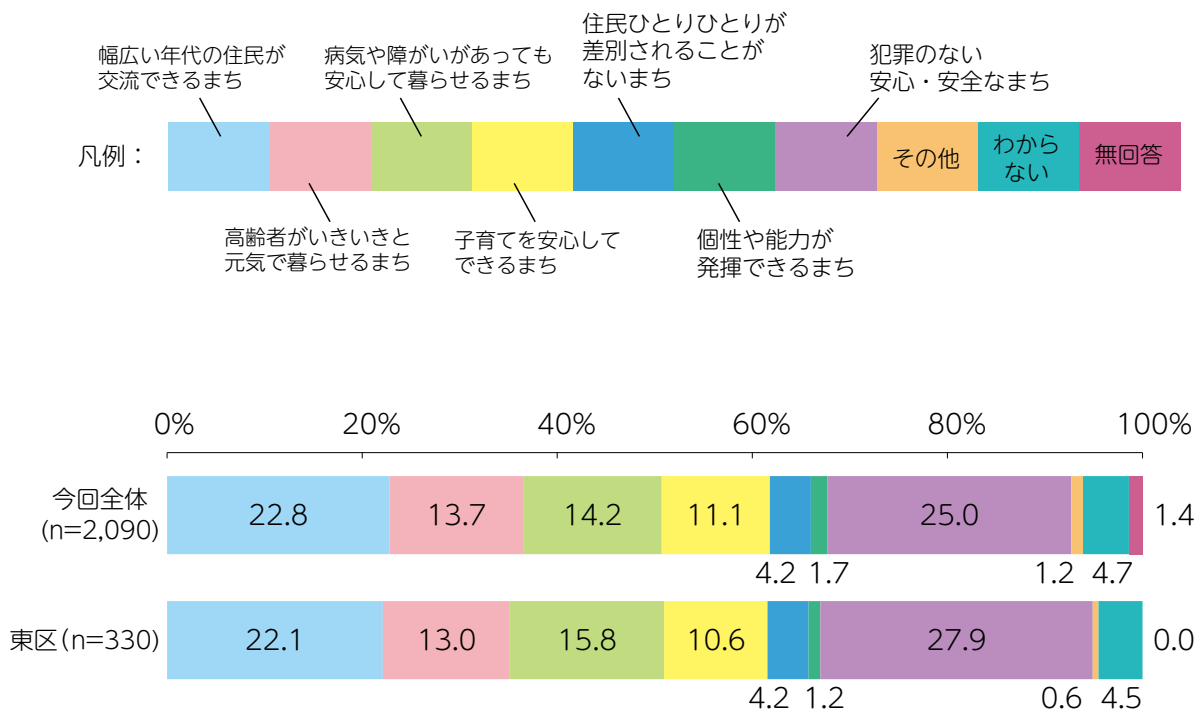


問 あなたは、住む地域が今後どのような地域になれば住みやすいと思いますか。(○は1つだけ)

2割強の人が「犯罪のない安心・安全なまち」が住みやすいと思っている

【全体結果】

「犯罪のない安心・安全なまち」の割合が2割強と最も高い。「幅広い年代の住民が交流できるまち」の割合が続く。



東区社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

社協は、社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である」と位置づけられ、全国、都道府県、市町村単位に設置されています。

住民の皆さんとともに、地域の福祉問題について考え、協力しながら、「だれもが安心して暮らすことのできる地域に根差した福祉のまちづくり」を目指している、営利を目的としない民間の団体です。

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を併せ持ち、住民の皆さんからの会員会費や共同募金の配分金、寄附金、公費補助金によって事業を展開しています。

2 東区社協（ひがしくしゃきょう）とは

東区社協は、新潟市の政令市移行に伴い、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会の地域組織（8つの区社協）の1つとして平成19年4月1日に発足しました。

新潟市東区内で地域福祉推進を企画・実施することを目的として、各種事業を行っています。

3 支会（しかい）とは

支会とは、小地域で地域住民が主体的な福祉活動を行っていくための組織（地域福祉推進基礎組織）のことです。

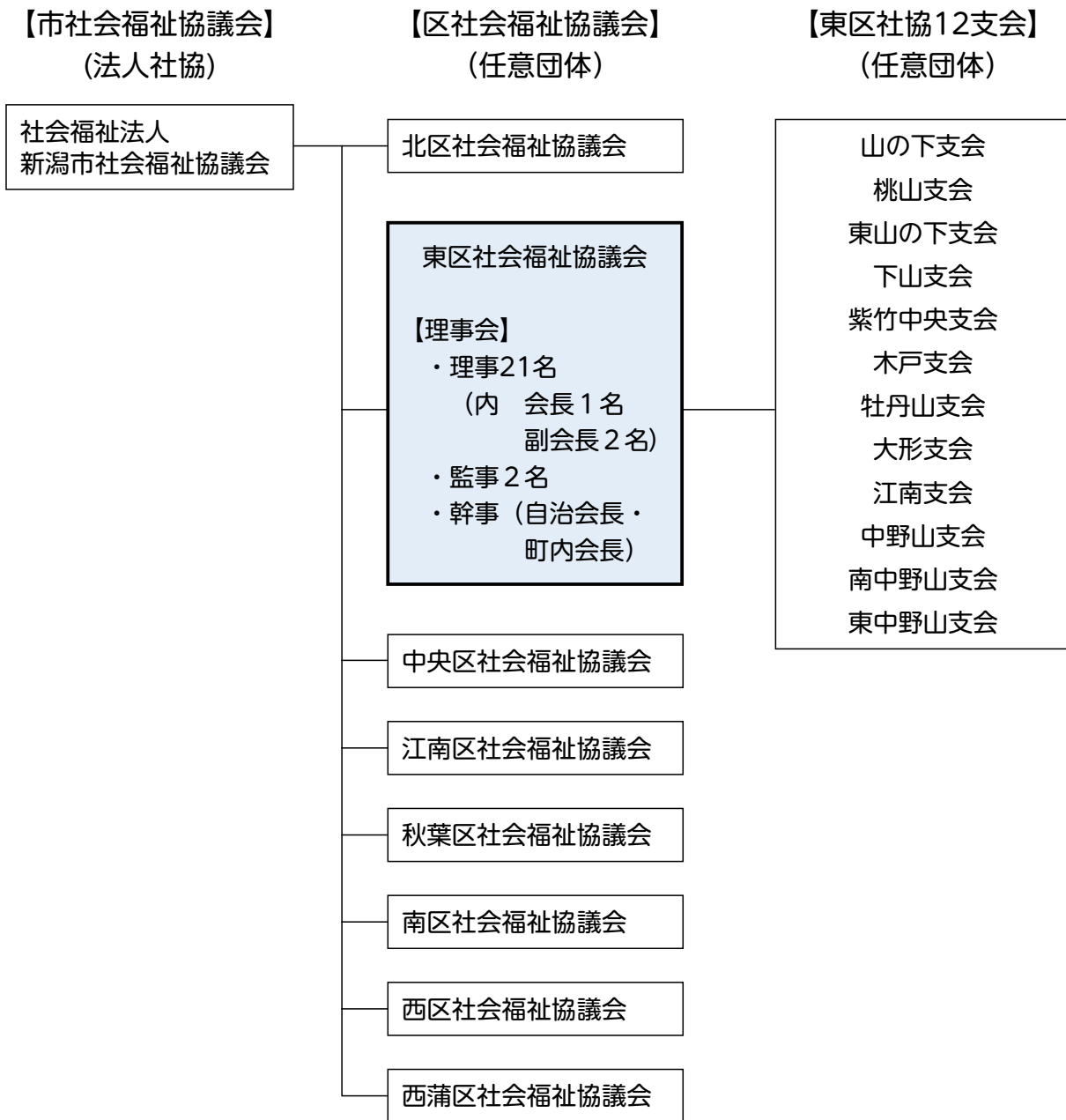
東区には、コミュニティ協議会のエリア（概ね小学校区）を単位とし、12の支会が組織されています。

東区社協では、支会を中心とした小地域福祉活動が活発に展開されるように、様々な支援を行っています。

東区社協マスコットキャラクター
きらりん



○東区社会福祉協議会の組織



新潟市社会福祉協議会	区社会福祉協議会	支会(しかい)
全市の総合的な企画・調整を行う法人 【各区社協の取りまとめ役】	各区における地域福祉推進を企画・実施する団体 【地域福祉活動の推進・調整役】	コミュニティにおける地域福祉活動を主体的に行う団体 【住民主体の組織】

東 区 地 域 ふ れ あ い プ ラ ン
(東区地域福祉計画・地域福祉活動計画)
発行 令和3年3月

◆編集・発行◆

新潟市東区役所健康福祉課

〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

TEL 025-272-1000 (代表) FAX 025-273-0177

E-mail kenko.e@city.niigata.lg.jp

新潟市東区社会福祉協議会

〒950-0885 新潟市東区下木戸1丁目4番1号 東区役所内

TEL 025-272-7721 FAX 025-272-1756

E-mail higashiku@syakyo-niigatacity.or.jp



豊かな産業とやすらぎの水辺が調和し、
笑顔と元気があふれる、空港と港があるまち